

令和5年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和5年11月13日(月曜日)

○日時 令和5年11月13日 午後1時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 介護保険料の賦課誤りについて
2. 網走市犯罪被害者等支援条例制定の検討について
3. ごみ処理の状況について
4. ごみの広域処理について
5. 最終処分場の状況について
6. 行政視察の取りまとめについて

○出席委員(7名)

| | |
|------|------|
| 委員長 | 永本浩子 |
| 副委員長 | 村椿敏章 |
| 委員 | 金兵智則 |
| | 栗田政男 |
| | 里見哲也 |
| | 古田純也 |
| | 古都宣裕 |

○欠席委員(0名)

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員(5名)

| | |
|--|------|
| | 石垣直樹 |
| | 澤谷淳子 |
| | 立崎聡一 |
| | 深津晴江 |
| | 松浦敏司 |

○説明者

| | |
|----------|------|
| 副市長 | 後藤利博 |
| 市民環境部長 | 田邊雄三 |
| 健康福祉部長 | 結城慎二 |
| 市民活動推進課長 | 田中靖久 |
| 生活環境課長 | 近藤賢 |
| 生活環境課参事 | 田中正幸 |
| 介護福祉課長 | 小西正敏 |

○事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 岩尾弘敏 |
|------|------|

次長 石井公晶
総務議事係 早瀬由樹

午後1時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開催いたします。

本日の委員会ですが、所管事務調査であります。

それでは、議件1、介護保険料の賦課誤りについて説明を求めます。

○後藤利博副市長 介護保険料の賦課誤りについて御説明をいたします。

平成27年4月1日施行による介護保険法が一部改正され、介護保険料の更正について規定されたところでございますが、その更正することができる期間につきまして解釈を誤り、一部の被保険者の方に対し、更正後の保険料を誤って賦課していたことが判明をいたしました。

今後におきましては、法令の内容解釈には厚生労働省に照会するなど、正確な把握と業務手順の明確化を図り、再発防止に努めてまいります。

該当する被保険者の方をはじめ、市民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

どうも申し訳ございませんでした。

○小西正敏介護福祉課長 それでは内容について御説明いたします。

資料1号を御覧願います。

1の概要でございますが、平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は各年度における最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においては行うことができないと規定されました。

このたび、厚生労働省より介護保険の保険料における賦課権の期間制限の起算日について事務連絡があり、平成27年度以降の介護保険料について確認を行ったところ、遡った修正申告等があった際の遡及賦課にかかる「2年経過の終期」について解釈を誤り、一部の被保険者の方に対し、過年度の保険料を過大に賦課または過小に賦課していたことが判明したものでございます。

次に、2の対象期間でございますが、平成29年度

から令和5年度に遡及賦課を行った平成27年度から令和3年度分の保険料となります。

3の対象件数及び金額でございますが、過大に賦課したものににつきましては29件、62万9,300円、過小に賦課したものににつきましては19件、45万7,000円となっております。

4、今後の対応についてでございますが、過大に賦課徴収を行った方につきましては、御説明を行い、返還手続きを進めます。過小に賦課した方につきましては、既に遡及賦課できる期間を過ぎていることから徴収は求めないことといたします。

5の再発防止についてでございますが、法改正の際、法の解釈に疑義のある場合は厚生労働省に照会するなど、改正内容を正確に把握し、把握した内容の係内情報共有、業務手順の明確化を図り、再発防止に努めます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑がないようですので、この件につきましてはここで終わりにしたいと思います。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時06分休憩

午後1時07分再開

○永本浩子委員長 それでは、再開いたします。

次に、議件2、網走市犯罪被害者等支援条例制定の検討について説明を求めます。

○田中靖久市民活動推進課長 資料2号を御覧願います。

網走市犯罪被害者等支援条例制定の検討について御説明いたします。

1. 犯罪被害者等支援条例制定の経緯についてですが、1点目としまして、「犯罪被害者等基本法」において、『経済的負担の軽減』や『精神的被害の回復』等に関し、国、地方公共団体及び関係団体等が途切れることのない支援を実施することとされており、令和3年3月閣議決定の第4次犯罪被害者等基本計画に犯罪被害者等支援条例の制定が盛り込まれたことにより、支援条例制定は全国的に気運が高まっていることがあります。

2点目としまして、犯罪被害者等支援は警察や市

のみならず、関係機関、団体や住民を含む地域全体で行うために根拠規定が必要で、住民の民意を反映した議会が関与する条例が望ましいとされていることがあります。

3点目としまして、犯罪被害者等に対し、国や北海道の支援への接続や迅速な経済的支援を行う必要があることとあります。支援条例においては被害者等への見舞金を新設することとしております。

4点目としまして、令和5年8月17日に網走警察署と署長から市長へ支援条例制定の要請があったことがあります。

2. 道内の支援条例制定状況等についてですが、道内の支援条例制定済みの市町村は、令和5年4月1日現在で15市町村で、割合は8.4%となっております。

全国の制定市町村の割合は26.3%となっております。

斜里警察署管轄の斜里町、清里町、小清水町の3町が令和5年9月議会で制定し、10月1日から施行しています。

3. 支援条例制定検討等のスケジュールについてですが、8月17日に網走警察署と署長より市長への支援条例制定の要請を受け、9月4日に支援条例制定についての方針等を部長会議において庁内で説明しております。

また、10月31日には被害者等支援の関係課職員に対し、支援条例制定の経緯や道内の支援条例制定状況等の説明会を開催しております。

条例案の作成にあたりまして、弁護士、防犯協会等の関係団体、警察署、北海道といった関係機関より推薦いただいた委員による懇話会を設置し、11月7日に第1回目の会議と委員と関係課職員への勉強会を開催したところです。

これからの予定ですが、2月には支援条例制定案を3月定例会に提出し、令和6年4月1日からの施行を目指します。

また、3月末までには新設する見舞金の支給をスムーズに行えるよう、網走警察署と犯罪被害者等に関する情報連携協定を締結する予定です。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは、ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○古都宣裕委員 これから内容をつくっていくということだと思うんですけども、基本的には、俗に言う被害者と加害者があるような犯罪に対して、全

般的なものの被害者をカバーするような形という考えでよろしいのでしょうか。

交通事故等もありますし、先日あったいじめの中でも、今、刑事事件になったりして、被疑者等に分かれる場合もある中で、その全般を考えたものということの認識でよろしいのでしょうか。

○田中靖久市民活動推進課長 条例はですね、交通事故はあくまで事故ですので、それ以外の殺人であるとか傷害事件、そういった犯罪を対象にし、見舞金についてもそういった事件によって1か月以上の傷害を受けた方であるとか、その事件によって亡くなった方に対して支給するような形で考えておまして、現在の懇話会で意見を聞きながら最終案を策定したいと考えております。

○古都宣裕委員 これから懇話会等で意見等も伺う中でも、風評被害みたいな形で噂のループとかでの被害というのも一つあるのかなと。そういった部分のやっぱり回復とか、防止策とかっていう部分も検討していかなきゃいけない部分もあるのかなとは思いますが、今後出てくるものを見させていただきますが、いろいろ留意したいっていう点で、被害者の利益の回復というふうに基本法の中でありまして、しっかりとやっていただきたいと思っております。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件につきましてはこの辺で終わらせていただきます。

○永本浩子委員長 次に、議件3、ごみ処理の状況について説明を求めます。

○近藤賢生活環境課長 資料3号、ごみ処理の状況について説明します。

一つ目、最終処分場への埋立状況についてです。

(1) 埋立数量の計画と実績の推移です。

当初の計画では、年間埋立量を4,468トンとしていましたが、平成30年度から令和2年度は8,000トン前後で推移し、令和3年度6,881トン、令和4年度6,046トンとなっています。最終処分場埋立量として月別の表を整理していますが、令和5年度は、上半期では、各月とも前年度よりも埋立量が減少しています。

(2) 最終処分場の残余量の推移です。

令和3年の結果では残余割合が54%、令和4年

10月では43%、残り4年2か月。令和5年10月は35%、このペースで残り4年3か月程度使えるということで推移しています。埋め立てている量が減少していることから残余年数の推定が、毎年約4年程度で推移をしている状況です。

二つ目、最終処分場延命化対策の取組状況についてです。

(1) 生ごみ堆肥化率の推移と状況ですが、平成30年度から令和3年度の年間平均は33%でしたが、令和4年度は72%、令和5年度は77%前後で推移しています。

8月ですが、毎年になるのですが、堆肥化施設の定期清掃がありまして、三日間処理をしない日があります。そのため堆肥化率が下がっている状況になっております。

(2) 紙おむつの減容処理の状況です。斜里町の民間施設での減容処理ですが、おむつね30%程度に減量ができています。処理前の紙おむつの容積は、1トン当たり3.70^mで計算しております。

なお、今年の7月からは処理場に入ってくる紙おむつ全量をこちらで処理をしています。

続きまして、(3) 紙、布類の減容状況、大空町での処理の状況です。大空町では容積率の大きい紙や布類などの燃やせるごみの一部を処理いただいています。7月と8月はこちらの焼却炉の点検整備施設が停止し、搬入量が少なくなっております。今年度以降、おむつは斜里町で処理していることから、紙や布類をこちらの大空町で焼却処理していません。次年度以降は大空町との協議で130トン程度を焼却し、減容化することとしております。

(4) 即日覆土量の削減状況です。令和3年度は廃棄物1^mに対し、0.46^mの覆土をしていましたが、生ごみや紙おむつの埋める量も減っており、令和5年度以降は本来の対策に留意しながら、即日覆土量を0.2^mに少なく薄くしています。本年度9月までの実績でも、廃棄物1^mに対する覆土量は0.2^mという結果になっています。

(5) 家庭系、事業系の埋立ごみに含まれる資源物の資源化促進と啓発についてです。埋立ごみに含まれる容器包装プラスチックなどの資源物を分けていただくことを重点に啓発、指導の取組を今後も進めていきます。

(6) 自走式二軸式破碎機の導入についてです。

令和4年度補正予算で購入した機器が今月納品となる予定です。今年度は試験運用し、来年度から破

碎による減容処理を進めます。

(7) 次期最終処分場の整備についてです。令和10年供用としたスケジュール表のとおり進めていますが、着手の判断につきましては、令和6年10月の測量調査の結果で判断することとしております。

(8) 最終処分場延命化計画の策定についてです。次期最終処分場の整備検討については、令和5年2月策定の最終処分場延命化方針についてで、対応の方向性、延命化方策などを決めました。

この計画は、その進捗の把握と新たな対応を含む方策の検討を通じた取組を定め、着実に進めていくため策定いたします。

策定期間は本年度中を予定しており、網走市廃棄物減量等推進審議会、市議会での説明、意見を頂きながら策定します。

以上です。

○永本浩子委員長 それでは、ただいまの説明に対し、質疑等ございますでしょうか。

○古都宣裕委員 まず、新しい処分場の部分のところちょっと聞きたいんですけども、令和10年の供用開始とありますけれども、令和10年だと焼却施設、計画ではそちらが供用開始になるというので、この最終処分場の延命化方針のほうを見ると、令和10年からは焼却するから1,476、これ立米って言うんですかね、平方メートルの中で数字が並んでいるんですよね。ということは、この新しいところに入るっていうのは、その数字を基にして、何年くらいの入る量として試算してやる予定になっているんですかね。

それとも、現在量の埋立量として試算して、今みたいに15年とかっていう入る穴を造る計画とかなんですかね。

○近藤賢生活環境課長 新しい処分場につきましては、今進めている広域の施設ができた前提で、15年分の処分量を計算して造る設定となります。

○古都宣裕委員 となると、この延命化方針について書かれている15年分の量で今のところを計画しているということで間違いないですかね。

延命化策の最後のページに載っていると思うんですけども。

○近藤賢生活環境課長 延命化方針の最後のページのこちらの量で推定をしている形となります。

○古都宣裕委員 なるほど。今、延命化策のほうは2月にできているっていうことから、ほかの議員さんも一応説明を受けているものなのかなとは思う

んですけども、この中で委託業者と協議し、整備方針を定めとあるんですけども、委託業者とももちろんやり取りはしているんだと思うんです。その下の方に2ページの3番のところに委託事業を実施して、委託事業延命化内容を検討する委託事業実施して、これ多分コンサルの話なのかなって思うんですよね。それで間違いないですかね。

○近藤賢生活環境課長 3番の委託事業については、コンサルと協議している中身となります。

○古都宣裕委員 以前、いろいろと委員会のやり取りとかも見た中で、ここのコンサルっていうのは、今までのコンサルと同じコンサルに依頼しているという理解でよろしいですか。

○近藤賢生活環境課長 コンサルは同じコンサルになります。

○古都宣裕委員 説明にもありましたけれども、覆土量というのを半分以下にしているんですよね。これかというと20平方メートル、これは厚さっていうとどれぐらい、何センチの厚さっていうところなんですかね。このまま20cmっていう厚さなんですかね。

○近藤賢生活環境課長 覆土については0.46立米から0.25立米ということで、薄く広く広げているということで、おそらく10cm程度になっているというふうに考えます。

○古都宣裕委員 それはちょっとまずいんじゃないかなと思うんですけども、僕、環境省のやつとか見たら、基準が15cmなんですかね。それ大丈夫なんですか。最低基準ですよ。

○近藤賢生活環境課長 本来の対策には留意しているんですが、薄く広く、少なめになっている状況ですので、その15cmっていうのはちゃんとした基準なので、それが正しい数値にはなりますが、環境に影響ないように留意して覆土しています。

○古都宣裕委員 今の答弁だと、ルール of 基準は破っていますけれども気をつけていますみたいな答弁なんですけれども、本当にそれ大丈夫ですか。

○近藤賢生活環境課長 すみません。基本的には、15cmということなので、そこは飛ばないようにする形できちんと守ってやっていくこととします。

○古都宣裕委員 基本はっていうか、基準として明確に出された数字だと思うんですけども、それより少なくないとかじゃなくて、飛ばないようにして、15cmっていうのが書かれていたんですけども、それ守っているんですか、守れてないんですか。気をつけているみたいな言い方に僕は聞こえていて、そ

れだと基準守ってないって言っているように聞こえるんですね。基準は国で定めているから守らなきゃいけないものなんじゃないですか。それ、基準を下回っていいっていうような答弁はあってはならないと思うんですけども、大丈夫ですか。

○田邊雄三市民環境部長 先ほど10cmという御答弁をしたんですけども、今ここで計算をしてそういうことになったんですけども、委員おっしゃるとおり15cm以上ということで、それは覆土をしてですね、飛散とか、匂いだとか、そういうものが防げるような基準だと思っております、そこは委託事業者も理解をしてやっておりますので、実際にはきちんとそういう対策を取れた状態で、今までの覆土量を減らしていく対応をしているということでございます。

○古都宣裕委員 削れるところ少しでも削って埋立量を増やそうっていう努力はわかるんですね。それはわかるんですけども、守られた基準っていうのは、調査に基づいて15cmっていうのが出ているはずなんです。それこそ今答弁にあったとおり、臭気、匂いだとか飛散の部分だとか、重しをして飛ばないようにしたりとか、もちろん皆さんも処分場見ているとは思いますが、実際飛散している状況ですよね。そういったところも理解をいただいてやってもらっているっていうよりも、もう本当にもたないからちょっと無理させているような話だと僕は理解するんですけども、ただ、これ本当に、こういう公の場で守れてないっていうところをやった上で、環境省としても本当に大丈夫な感じなんですか。ペナルティーとかが発生しないのかなっていうの結構心配しているんですけども、それは大丈夫なんですか。

○田邊雄三市民環境部長 10cmとお答えしたんですけども、現場は多分10cmよりも、実際、毎回ですね、目視できちんと対応していただいておりますので、そこはきちんと基準に合った形で運用がされておりますので、先ほど課長が答弁したのはここでちょっと計算をしてそういう結果になったので、そういう10cmということを申し上げましたけれども、そこは環境省の基準にのっとってきちんと委託事業者も施工されていますし、その状況もこちらも確認しに行ったりしておりますので、必ずしも試算はしないということではなくて、その日の天候とか、風が多ければ覆土をかける間に飛散する、そういったこともございますので、覆土量につきましては基準を

きちんと守った形で施工しているところです。

○古都宣裕委員 そうですよね、1日の終わりに覆土しなければならぬという基準がありますもんね。

ただ、今おっしゃった、最終的に目視で測っているっていうのは、目で15cmってわかる訳がないと僕は思うんですね。その辺はしっかりと基準を守らなくてはいけない部分は守った上で、やっぱり減量化しなきゃ環境の負荷が大きいという部分もあるんだと思います。その辺はしっかりと、後で変な指摘が入らないような形でやっていかないと、町にとってもマイナス部分があるんじゃないかなというのがちょっと心配であります。

一旦終わります。

○永本浩子委員長 それでは、ほかに質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今回の1ページのところでですね、残余量測定の推移ということで、この間やった関係から行くと、埋立量が1万1,323m³ということなんですが、今年4月ですか、5月に上からドローンかなんか飛ばしてね、調査したと思うんですけども、その辺の数字とかは特に入ってきていないんですが、そこはどのような状況だったのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 すみません、5月と8月の測量結果、今持ち合わせないので後で調べて報告します。

○村椿敏章委員 この後ね、年に何回かやりますよということでもっていただいたので、やはりその測量結果とも突合しながら、私たちに示していただけたらなと思っております。

それで令和5年の10月の段階では、もうあと35%しかない。毎年この感じでいくと、令和4年から令和5年度で8%、要は10%以下ぐらいになるだろうと、その残余割合がね。そうした場合何年までもつような感じになるんですか。

○近藤賢生活環境課長 令和5年の結果では、このペースであと4年3か月ほどもつ形になります。

○村椿敏章委員 そうしますと、あと5年3か月ということは、令和10年12月ぐらいまでもつようなことでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 このペースではそうですね、4年3か月なので令和10年12月、お見込みのとおりでございます。

○永本浩子委員長 4年3か月ですね。5年じゃなくて。

○村椿敏章委員 4年3か月ですね。そうすると令和10年1月、または令和9年12月くらいにいっぱいになりますよということですね。

それは以前から言っていた部分と特に変わっていないということなんですか、それとも少し延びているという感じなんですかね。

○近藤賢生活環境課長 埋める量が減っていることで延びている状況にはあります。

○村椿敏章委員 延びている状況としては、先ほど言っていた生ごみの堆肥化が進んできているということと、それから紙おむつの減容処理で進んできている、さらには覆土量についてもそうですが、この延命化策がどれほど進んできているかっていうところでいくと、今回の取組状況の中で出てはいるんですが、ちょっと私が気になったのは(5)の家庭系、事業系の埋立ごみに含まれる資源物の啓発っていうところなんですけれども、ここについてはこれまでどういう取組がされてきているのか、そして、それをするによってどれだけこの埋立ごみが減ってきているかというのがわかれば、そういう資料があれば。

○近藤賢生活環境課長 埋立ごみに含まれる、資源物の資源化促進と啓発ですが、こちらは啓発ということで、家庭向けについてはチラシ、ごみ通信などをお願いをしている状況、事業系につきましても処分場の方できちんと分けていただくようお願いをしている状況ということで、こちらの取組についてはあくまでも啓発、指導という中で進めておりますので、ここは引き続き続けて皆様に御協力をお願いしたいというふうに考えています。

○村椿敏章委員 もう少し細かい数字があった方がいいのかなと思います。というのは、最終処分場の、一番のですね、埋め立ての状況について、そして実績の推移っていうところでは、令和4年度と……、いいのか、その次の、毎月の埋立量で行くと300トンほど減っているということですかね、令和4年と言えば3,241トンに対して、令和5年度が2,964トンですから、約300トンほど減っているというところですけども、これが啓発をしたことによる効果として表れていっているのかどうなのか、その辺はどうなのでしょう。

○近藤賢生活環境課長 この毎月の埋立量が少なくなっているのは、主に生ごみが適正に施設で処理をされて減っている分がありますので、そちらの資源物の混入については、また改めて皆さんに協力を求

めて、少しでも減らしたいという形で、ちょっと数値には現れていないんですが、そこは皆さんにお願いをしていきたいと考えています。

○村椿敏章委員 ちゃんと分別されているかどうかというところの、それを表す数字としては違反ごみは何袋ありますよというところもあったと思うんですが、そこについての状況ってというのはどうなんですか。

○近藤賢生活環境課長 収集する違反ごみについては、全体の2~3%ということであるんですが、そこはまだ変わらずに推移はしていますので、そこも引き続き皆さんにお願いをして、適正に出していただきたいっていうことはお願いしていきます。

○村椿敏章委員 できるだけですね、その辺啓発をしている、そして市民の皆さんにお願いをしているわけですから、ここがね、少しでも市民の皆さんに見えてくるようにすることによってね、取組が一つ一つこの延命化に繋がっているんだというところは示していった方が私はいいいと思います、どうでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 適正な出し方については、引き続き続けていくんですが、今年度、一部の町内会に協力いただきまして、ごみの個別収集なども行っております。そういった中で、皆さんから意見を聞くこともありますし、そういった形で適正な処理は、今後とも引き続き啓発を進めていきます。

○村椿敏章委員 今の個別収集もやりますって言ったんですけども、どこでやっているかもちょっとわかってはいなかったんですが、何地区ほど、どの地区でやってんですか、今。

○近藤賢生活環境課長 個別収集についてはつくしヶ丘の一つの町内会の一部の区域で、20件ほどお願いをしている状況です。

○村椿敏章委員 20件なんですかね。かなり少なくなって感じはするんですが、それによる効果も当然あるとは思いますが、それを引き続きやっていく予定ってというのはどうなんですかね。

○近藤賢生活環境課長 今年度は一般の、普通の収集の事業者にも協力いただいて行っておりますので、11月から4か月間ということで実施をして、終わり次第、またその結果については何らかの形で報告をさせていただきます。

○村椿敏章委員 やはり町内会の協力がなくなかなか難しいのかなと思うんですが、要は個別収集イコール違反ごみを減らしていきたいということですか

よね、狙いは。アパートとかね、そういうところもあると思うんですけども、そこについては難しいってところなんですかね、個別収集は。

○近藤賢生活環境課長 今お願いしている区域の一つ共同住宅がありまして、そこは一つのステーションを置いて協力をしていただいています。

○村椿敏章委員 もう一度お願いします。

○近藤賢生活環境課長 お願いしている区域に共同住宅が一つありまして、そこには個別ということなんですけど、そのアパート専用のステーションを置いて協力をいただいています。

○村椿敏章委員 それだと効果はあまりないのかなと思うんですけども、そんなことはないですか。アパートに収集場所を新たに造ったということですか。

○近藤賢生活環境課長 今までなかったところに置いている形です。

○村椿敏章委員 それはわかりました。

その効果がね、どういう状況なのかっていうのも、ちょっとお聞かせいただけたらと思うんですけど。

○近藤賢生活環境課長 個別収集はまだ始めたばかりですので、終わり次第何らかの形で報告をしたいというふうに考えています。

○村椿敏章委員 できるだけ早く市民の皆さんにそういうものを示していけるように進めていただけたらと思います。

私もこれで一旦終わります。

○近藤賢生活環境課長 先ほど村椿委員から5月と8月の測定の結果について質問がありましたので、5月の残容量ですが、5万3,623 m³で、残りの割合が39%ですね、残余割合です。8月の残容量が5万854 m³、残余割合が37%になります。

○村椿敏章委員 ということは、今回実測したのと、それからドローンを飛ばしての測定は、突合した結果では特に差はないということとっていいんですか。

要は、実測とドローンで飛ばした場合も同じ数字が出るというふうに考えていいんですか。

○近藤賢生活環境課長 こちらの測定はドローンで実測をしています。

○村椿敏章委員 私、実測とドローンと若干差が出るのかなと思ったんですけども、そんなことはないということですね。時期的には違うってというのはわかりますか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

質問の方はよろしいでしょうか。

○古都宣裕委員 すみません、先ほど残余測定の推移の中で4年3か月とありまして、それでいくと供用開始が令和10年、新しいところですね、焼却施設も普通にいったら令和10年の何月かっていうのはちょっとわからなかったんですけども、これは間に合っているんですか、間に合っていないんですか。

○近藤賢生活環境課長 こちらについては最終的には軽微な変更っていうのがありますので、それをすることによっておおむね1年ぐらい延ばすことができるというふうに考えています。

○古都宣裕委員 かなり綱渡りなんじゃないかなと思うんですけどね。じゃあ何かしらでどっかの部分でちょっと遅れが生じましたとかあった場合どうなるんですかね、ごみの出口っていうのは、なんかそういった計画とかは持っているんでしょうか、これ。何か遅れましたとかってなって、じゃあごみの行き先がなくなった場合って、なんかそうした計画とか、そういった試算とかされているんでしょうか。もう絶対間に合うっていう形で動いているんですかね。間に合わなかった想定っていうのはないですか。

○田邊雄三市民環境部長 この残余容量ですけれども、令和10年4月に広域が稼働するという見込みで今回つくっているんですけども、その時点では令和10年度からですので、令和9年度まで、令和10年の3月までであと1年残っていれば、焼却による焼却灰は、現在の埋め立ての5分の1になるということで、その時点で5年は延びるだろうと、そこに向けて延命化策をいろいろ打っているところです。

今回の残余測定の推移なんですけれども、あと35%で4年3か月、これは令和4年度の埋立量をそのままですとあと4年3か月なんですけれども、1の埋立数量の実績のところでお示したとおり、令和5年度は令和4年度よりも埋立量が少ない状態になっておりますので、来年度は令和5年度と同様に埋め立てた場合はっていうことになりますので、そこは対策を取っているところ、そして、この計画は見込みがなくなったときにはっていうところなんですけれども、それは延命化方針でもお示したとおり、令和6年の10月の測定の時点で判断をするということで、次の処分場を建設する、整備するとか、あ

と、そのほかの対策もどうするのかっていうのは、令和6年10月に判断をして、令和10年度に向けてまた検討もしていくということで、現在はこの対策を進めながら、検討はしてないわけではございませんが、今はこの対策を第一に進めていくという方針で進めております。

○古都宣裕委員 いや、もてばいいんですけども、何かしらのときにもたなかったごみの受け入れ先がありませんってなったときに、以前イタリアだのギリシャだのであったように街中にごみがあふれている状況だけは避けたいんですよ。ただ、その状況にならないために、もし何かしら計画に遅れがあったときに、例えば1週間でも1か月でもごみステーションがあふれるような状況はあってはならないと思うんですよ。ただ、そうしたところを想定した計画って持ってなきゃいけないと思いますし、以前の委員会等を調べていたら、委託している業者の中では市の見込みよりも、もっと少ないんじゃないかという意見もありましたよね。そうした中で見ていると、もし間違っていたら、4年3か月っていうよりも何かしらの原因でこれよりも短い想定だって0%じゃないわけですよ。そうしたときにじゃあちょっと計画がずれましたってなったら、これ誰が被害を被るかと思ったら市民じゃないですか。そうならないように手立てを持っていくっていうのは僕は大事だと思うんですよ。それは今までの委員会のやり取りの中でもそういうやり取りもあったのは見えますけれども、それがもう現実段階、目の前に迫っていると思ったときには、今も考えていく必要があるんだと思うんですよ。令和6年のやつを見て、本当にそこから間に合うのかなって、僕はすごく疑問なんですけれども、大丈夫なんですか。

○田邊雄三市民環境部長 次の手立てというところですけども、後の資料で出てくるんですけども、最終処分場がいっぱいになったときに取る手立てとしましては、新しい処分場を整備する、またはかさ上げをする、または掘り起こしをするっていうのが一般的なところになっております。

今回は延命化の取組を進めつつも、もう一つかさ上げについても検討をしていくということで、後ほど御説明しますが、そういう対応で間に合わなかった時の対応を検討しているところです。

○古都宣裕委員 かさ上げでもつのが1年弱だというお話が先ほどあったと思うんですけども、市の想定のもとと比べて業者とのそごが約1年半近

くあって、何かしらがあった場合の時、あふれた時の想定っていうのが、今のお話だとかなかなかされていないのかなど。じゃあ、例えばなんかあったときに、網走のごみってどっかの町に持ってくとか、焼却をお願いしたりとかって、もしそうなった場合ですよ、しなきゃいけないってなったときに、じゃあ今、斜里町だとか大空町に焼却をお願いしていますけれども、大空町が網走市民のごみを焼却できるかっていったら、今でさえ全部なんてとても受け入れられるような規模の焼却炉じゃない中に持っていけるかっていったら、不可能だと思うんですよ。じゃあ、近隣で言うと北見とか、まあちょっと遠くなるけれども旭川とかって、そうなったときにもそれなりにお金はかかると思うんですけども、何せ網走市内にごみがあふれるような状況をなくさなきゃいけないじゃないですか。だから、そういった予備のために、いざとなったらこういうところをお願いして、内諾をもらっているとか、ありますよとかっていうのを持ってないと、あふれてから動くんじゃないかとも遅いんじゃないかなと思うんですけども、その辺の計画とかの考えっていうのはないんですかね。もうあふれないっていう前提なんですか。

○田邊雄三市民環境部長 先ほどかさ上げについて御説明したんですけども、前段で言ってたかさ上げして1年もつっていうのは軽微な変更で、届出も何もいらずにすぐできるものなんですけれども、もう一つかさ上げというのは、10%以上かさ上げをすることを先ほどの御説明は言っています。これは環境影響調査とか道への協議も必要なんですけれども、10%以上のかさ上げをするということで、ま、そこは1年ではなくて何年になるかはかさ上げしてみないとわからないんですけども、どれだけの期間が取れるかっていうところも、後ほど資料で御説明しますが、1年以上のかさ上げ計画を新たにしていって、もしもこの計画が行けないときにはそちらも用意をして対応していきたいということで、1年以上のかさ上げを予定しております。

○古都宣裕委員 ごめんなさい、先のやつでいざい感じになったかもしれないんですけども、いずれにせよかさ上げっていう話なんですけれども、それで絶対間に合うんだっていう安全圏まで持っていきながら私は大事なんだとは思っております。

今のお話だと、そこまで持っていく予定ではあるのかなと思いますけれども、なにせ今までの委員会の資料とかを見ていると見込みがちょっと甘いよう

に私は感じるものですから、その辺もしっかりと見させていただきたいなと思います。

取りあえず以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 ごみ処理の状況ということで説明をいただいています、種々議論もあったところなんですけれども、令和5年度、最終処分場埋立量ということで、半年間で2,964トンですかね、そして紙おむつなんかも減容化、70%、まあ3分の1になっていますよという御説明もあったんですけれども、さっきの残余量ですかね、あとどれぐらいもちますよという説明でも若干わかりづらい部分もあったところではあるんですけれども、結局のところ順調なんですか。

○近藤賢生活環境課長 生ごみについては堆肥率を上げて処理していること、また斜里町でのおむつの減容処理、それから布類や紙類を大空町で焼却していただいていることで順調に埋立量は減っているというふうに考えています。

○金兵智則委員 減っているのはわかっているんですけれども、令和5年度の途中ですけれども、目標とえばいいんですかね、そもそも年間埋立量は、令和4年度で4,000幾らのところ6,000トンやっている中で、令和5年度だってこの計画量よりはもう増えそうですね、半年終わって。それらも全部含めて今年度減容化を進める中で、担当課としてこれだけ減らして、これぐらいの数値かなって思っていた分をクリアしているのか、してないのかっていうところを聞いているんですよ。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

○近藤賢生活環境課長 先に示しました延命化方針の中では8割目標達成、100%目標達成というところで挙げていたのですが、令和4年度の埋立容量が1万1,250^m³、令和5年度は80%目標達成で、89,100^m³と1割減らしたいというところで、目標を組んでおりましたが、今回の測定の結果ではですね、月当たりの埋め立ての容積が984^m³となりますので、昨年度の測定の時の月当たりの埋立立米は1,185^m³でしたので、1割以上減っているということで、こちらの延命化方針での目標には沿って、順調に進んでいるというふうに見込めます。

○金兵智則委員 トンと立米がいろいろ混ざってくるところなので、なかなかわかりづらい部分もあるのかなというふうに思いますけれども、取りあえず、今の現段階で10月の調査の段階では順調には過ぎていると、順調には進んでいるということだということで理解をさせていただきたいというふうに思います。

あと(6)二軸式破砕機の納入予定なんですけれども、これたしか補正だったかな、補正でしたよね、のときには1年後の2月ぐらいを予定しているっていうことだったと思うんですけれども、それよりも早くなったんだというふうに思うんですけれども、ただ年度内は試験運用といったような御説明があったんですけれども、これはもともと2月に入ったときも3月までの1か月間は試験運用、あれ、でも雪があるから翌年から始めますよ、みたいな説明だったかなという記憶があるんですけれども、この辺何がどう変わって、その結果どういう好影響、早く入るんでしょからいい影響なんだと思うんですけれども、好影響が出るというふうに見込んでいるのか、教えてください。

○近藤賢生活環境課長 委員のおっしゃったとおり、補正をした段階では2月に入るという予定だったんですが、11月に入りますということで落札業者から連絡がありました。

年度内につきましては、こちらの破砕機でどのようなものを破砕して、効果が出るのかを試験的運用して、来年度からは本格運用を進めていきたいというふうに考えています。

○金兵智則委員 そうしたら当初の予定よりは3か月早くなったっていうことは、もともとの予定だと2月に入ったものを、たしか令和6年度から、そこから試験運用するつもりだったっていうことなんですね。これが年度内に試験運用ができるようになったよってという説明の理解でいいんですかね、今の説明は。

○近藤賢生活環境課長 入った後は試験的に運用することになりますが、本格運用も早めにはできるというふうには考えています。

○金兵智則委員 早く入ったので、早く始められるのは僕もわかるんですけれども、当初は2月に入ったから、例えば試験運用が1か月だった、1か月やって令和6年から本格運用だったものなのか、それともその試験運用は3か月たっぷり取って、5月、6月から始める予定だったのか、そこを聞いている

んですよね。試験運用をこんな長く取る必要があるのかって言うことなんです。せつかく早く入るのに、年度内は試験運用ですって言っちゃっているんですけども、早く始められないものなのか、本格運用をね、そんなに余裕があるのかって聞いているんです。だから当初はどうだったのかって聞いているんです。当初2月に入るんだったら、試験運用は何か月やって何月から本格運用だったのか。早く入った結果、それがそのまま前倒しになったのか。11月に入るようになったので、残りの年度内を全部試験運用に当てますよって言っているのか。それはもったいないんじゃないのって言うことなんです。どうなんですか。

○近藤賢生活環境課長 納品後確認ができ次第、本格運用を始めることとします。

○金兵智則委員 2ページの説明が今変わったって説明なんですか。

年度内は試験運用ではなくて、動くのが確認できたら本格運用にします、この資料の訂正ですって言う意味なんですかね。

○田邊雄三市民環境部長 二軸破碎機ですけれども、2月に納品になる予定で進めていたんですけども、納品が早くなった。当初は2月に納品で、次の年度初めのときから本格って言うのは、その年度の全量を処理していくという運用をしていくということをこちらは考えておりました。ですから、今回11月に入りまして、年度内は試験運用って言うことなんですけれども、そこはどういった場所でやるとか、どういった作業手順でやるとかというところを確認しながら、そこが確立できましたら本格運用と同じような形でですね、やっていきたい。ただ、全量を処理するのは令和6年度、当然もう年度が終わりなので、全量処理するのが令和6年度からの運用ということで、ちょっと言葉足らずでしたけれども、そういう意味で使っております。

○金兵智則委員 いろいろ試せる期間が早く入った分長くなったということで、わざわざ無駄な時間を使うわけではないということで理解をさせていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどもちょっとあったんですけども、啓発活動の件なんですけれども、さっきチラシを作ったりというような説明がいろいろあったんですけども、ただ、いろいろ啓発していても違反ごみの容量は減ってなくて推移をしているといった中で、なんでしたっけ、ごみ通信でしたっけ。もうなんか

最近、去年度、昨年度とかに比べるとあまり見なくなってきたなというようなイメージもある中で、村椿委員からもいろいろありましたけれども、もう少し力を入れていかなきゃいけないところなんじゃないかなと、より削減していくためには力を入れていかなきゃいけないのかなと思うんですけども、なんかあんまり変わりのない答弁だったようなふう思うんですけども、いかがですか。

○近藤賢生活環境課長 ごみ通信などを活用して引き続き啓発は進めていきますが、先ほども説明しましたが、個別収集とか、モニター事業とか動画を作成するなど今年度取組を進めていきますのでなるべく皆さんにわかりやすい資料を提供して、なんとか協力を求めていきたいというふうに考えています。

○金兵智則委員 わかりました。

ちなみに、その様々な資料を皆様はどうやって提供するんですか。

○近藤賢生活環境課長 新たな取組としては、モニターとか動画っていうのは市のホームページを通した、インターネット上になってしましますが、若い人向けにはそういったものをまた新たに進めていきたいというふうに考えています。

○金兵智則委員 もう一度改めて聞きますけれども、違反ごみは推移に変化ないというのは、数字上も押さえているんですよね。それは大丈夫なんですかね。

○近藤賢生活環境課長 違反ごみも若干増えている状況で、押さえてはいますが、増えている状況なので、そこは増えないようなんとか啓発して進めていきたいというふうに考えています。

○金兵智則委員 さっき変化なく推移をしているというふうな答弁だった気がするんですけども、これは増えてきているんですね。間違いないんですね。増えてきているという答弁に、今訂正をするって言うことですよ。いいですか。

○近藤賢生活環境課長 ほぼ横ばいではあるんですが、若干増えているって言うことで、すみません。

○金兵智則委員 数字上はちゃんと押さえてあると、今はないかもしれないですけども、それは若干ずつでも増えてきているというのは押さえてあるって言うことですね。それは間違いないですね。

○近藤賢生活環境課長 数字上は押さえています。

○金兵智則委員 であるならば、やはり啓発の方法をもっとより考えなきゃいけないのかなと。

これ、もっとなんかごみ通信も新しいニューキャラも出てきて見やすくなったなって思うんですけど

ども、だからといってみんながみんな興味を持って見てくれるかっていうと違いますし、その動画だってやっぱりホームページ上に載せても見に来てもらわなきゃいけないんですよ。やっぱり市役所側が市民の方に向かっていく啓発活動をもうちょっと考えないと、結構切羽詰まっているんですよ、ほかの委員のやり取りの中で結構ぎりぎりの状況でやっている割には僕毎回言っていますけれども、あんまり切迫感と言えいいのか、担当課からそれが感じられないのがすごくいつももどかしいんですよ。結構余裕ないですよ、ないと思うんです。ないからこそ延命化策に2億でしたかね、2億の余分な予算ですからね、これ。改めて認識してください。余分な予算をかけて延命化をしているんです。それなのにも関わらずその体制でいいんですか。もうちょっと頑張りましょうよ。やらなきゃいけないことがまだあるんじゃないですか。どうですか。

○田邊雄三市民環境部長 昨年いろいろとごみについて御議論をいただき、今回延命化策、ごみの取組、改めてやっていくことといたしました。その中で、ごみの懇話会でも違反ごみとか、今増えてきているポイ捨て、そういったところの対策についても意見を頂いているところでありますけれども、なかなか妙案と言いますか、全国の自治体そうなんですけれども、なかなかこれといった効果的な対策っていうのが意見の一致はいかないところ、そういった中でも対応はしていかなくははいけないわけで、そういったところでごみ通信とか、動画というのはですね、懇話会の中でも出てきたところで、現状を対処する対策と、もう一つは長期的なところで子供の頃からそういった教育をして減らしていこうというところで、そういったところで環境学習に使える動画ということで、今回動画ということを検討し、実施をするということで、今準備を進めているところです。

あと、今回ごみの審議会も立ち上げまして、延命化計画も御意見を頂くんですけども、そういった場でも違反ごみ、ポイ捨て、そういったところの対策についても御意見を頂きながら、ただ、なかなかすぐにこういった対策ができるのかっていうところがありませんので、そういった状況も含めて皆さんにお知らせをしていく、そういったところの一つがごみ通信で、ごみ通信は奇数月、今年度は出しているっていう状況なんですけれども、こういったごみの状況とか、11月号、今月号出すやつには1人当たりどれぐらいのごみの費用がかかっているとか、

前月号につきましては、これだけ皆さんの協力を得てペットボトルの回収率がいいとか、そういったところもお知らせしながら改めて御協力を得たいというふうに思っておりますので、様々な形、今すぐいろいろなことができるわけではありませんが、ほかの町をも参考にしながら、いろいろな情報をこれからまたやっていきたいというところで、今その途中だということで御理解いただければと思います。

○金兵智則委員 決してやっていないって、僕も思っているわけじゃないんです。市の広報にも特集ページを組んで載せたりとか、多分、今までではちょっと考えられないような、僕はすごい進歩だなというふうにも評価するところなんですけれども、昨年度と今年度の違いって、盛り上がりというか関心が薄れてきているんですよ。去年は議会でも毎月のように、毎週のようにいろいろやっていた時期もありましたので、すごく関心を持ってきている市民の方が多かったんですけども、それが年度が変わり、様々な取組をしていく中で少しずつ改善された。最初にお伺いしましたけれども、目標にもきちんと沿った形で進んではいるけれども、古都委員もありましたけれども、いつ何があって、順調に進んでるところが止まる可能性もある、そういったときにはやっぱり市民の協力っていうのは不可欠なわけで、危機感をあおれっていうわけじゃないんですけども、無関心ほど怖いものはないなっていうふうに僕自身思うんですよ。なのでそれに向けて盛り上がるというか、情報提供は種々していただいているんだと思うんですけどもちょっと怖いなっていう部分があるので、もっと市民のほうに近づいていくとか、関心を持ち続けてもらえるような、そういった視点でも考えていただけたらなというふうに思うところであります。

取りあえず以上です。

○永本浩子委員長 それではほかに質疑ございますか。

○里見哲也委員 この数値がいっぱい出ていますけれど、ここにあるのって全部もちろん結果だけですよ。先の見通しはどうかっていう話、今日いっぱい出ていますけれども、私、端的に言うと、計画が幾らで結果が幾らでしたっていうような対比がないと、本当に先は大丈夫なんだろうかっていう不安も出ますし、そういうところがチェックされているのかなっていうところで話が迷走するような気がするんですね。

ですから、民間の事業計画なんかでいうと、ロードマップと言いますか、何年度は幾ら、これは減らすほうですから出したごみがどれだけで、それを外側の処理で、今この圧縮されて減容されてこうなったってところはわかるんですけども、そもそもどのような量になるということを計画していて、それと実績の差、この差がどうして生まれたんだらうかっていうところを、これは自走式の何か月ずれたとかっていう、そのどンドン動いていくんですよね。ですから、事業計画と実績ってのはどンドン動いていくものも含めた差っていうのを追っかけていかないと、本当に4年後大丈夫なのっていうことに、結局、ここでいう残余量のところで何%って、これしか最終的には見えてないですよ。だけれども、その前の段階で、例えば違反ごみの話ありまして、これも重要だと私は思っているんですが、埋め立てとか紙おむつ、生ごみってそれぞれ幾ら出て、それを外の処理でこれだけ減っていますから大丈夫とかね、思ったより減らないし、あるいは自走式が早く来るからとか、この後出るであろう広域の関係とか含めてですね、ずれたものに対する補正ができるようにするためには計画があって、結果があって、その差をどうやって見ていくかって、これ別に毎月っていうことを言っているのではないんですけど、おそらくあると思うんですけども、そういう指標ですね、目指す指標の元の計画値、目標値っていうものがあると資料としてもわかりやすいというふうに考えています。なので、どの程度可能かはちょっとわからないんですが、そういうような指標で出すと我々も安心して聞けると思うんですが、その辺り可能性としてどのように出していけるでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 資料3号の(8)のところでは最終処分場延命化計画を策定するというふうにしております。

先ほど委員から御指摘がありましたとおり、現在の方針では目標数値的なもので整理をしているんですけども、これを延命化基本計画に変えて、目標数値と実績値を管理しながら延命化を進めていくっていう形で今年度を策定する予定としています。

○里見哲也委員 了解しました。ぜひそういった対比があると見えているんだっていうのはこちらにも見えてくるというふうに私は考えますので、ぜひよろしく願います。

以上です

○金兵智則委員 ごめんなさい、1点忘れたんですけども、最終処分場の延命化計画の策定の部分の2項目めに新たな対応を含む方策の検討ということがあるんですけども、これはこの後説明があるものだと考えていいんですかね。

○近藤賢生活環境課長 新たな方策については資料5号の説明のときに説明させていただきます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑。

○古都宣裕委員 すみません、先ほど金兵委員のやり取りの中で、減容化しているのは計画どおりなんですかっていうので、おおむねそうですねっていうような話を聞いて、8割のほう見積もっているようなので、ほかの議員さんも今年の2月21日の最終処分場延命化方針についてっていうところの資料があるんですけども、その最終ページのやつ見ると、8割やったとしても、今年埋立量ってのが8,910と載っているんですよ。100%だと8,300と。ただ、今日の資料3を見ると、埋立量は1万1,323で、これで残余割合見ると全然一致しないんですよ、こっちの資料と。これ、どういうことなんですかね。延命化方針についての方は0%からだんだん埋まってっていうような資料なんですけれども、今回示された資料3が逆なんですよね。100%からだんだん減っていったって、その数字と残余割合っていうのが全然合っていない。だから、この延命化方針でやっている数値より、今、資料3号っていうのは悪いのに残余割合は多く残っているっていうふうになっているんですけども、これはどう資料を見たらいいんですかね。

○近藤賢生活環境課長 すみません。延命化方針のほうで出した資料なんですけど、ちょっとケース1とか、ケースのところに埋立可能量が書いてあって、その横にですね、こちらは軽微な変更をした上でということで10%増やした形での埋立量として計算をして出した表でありまして、こちらに書いてある表の方が軽微な変更分が増加して、埋立可能量が増えた形で計算していますので、資料3号で出した残余測定の結果とは若干ずれがある形になっています。

○古都宣裕委員 延命化方針についてのほうが10%ほど増えているっていうことなんでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 延命化方針の方は委員御指摘のとおり10%増えた埋立可能量で計算をしています。

○古都宣裕委員 10%増えている方で残り32%なんですよ。悪いんですよ。でも、増えてない方で残り

35%なんですよ。これどういうことなんですかね。逆ならわかるんですよ。埋立量が多いほうが計画より。ただ、この計画より悪い数字が並んでるのになんで資料3号は残余量が多くなっているんですか。しかも10%増やしてない計算なのに。これ、ちょっと計算式が何かおかしいんじゃないかなと思うんですけども。

○近藤賢生活環境課長 すみません、延命化方針のほうのこの推定値が令和5年度とか令和4年度になっていますけれども、ここは年度末時点の推定値で、今回の残余測定の結果では10月時点なので、半年ほどずれがある分もごさいます。

○古都宣裕委員 半年ずれがあるにしてもですよ、それでしたら同じ年間で言うと令和3とか4とかは1年間だと思うんですよ。そうするにしてもちょっと差がちょっと大きいように感じるのと、やっぱり残余量って逆なんじゃないのって正直思うんですけども、なんでこれ延命化方針ではゼロから100%埋まっていくような方法で書いているのに、資料3号では反対にしたんですか。これ、わかりやすい資料作りっていうのは、僕は基本だと思うんですけども、なんで逆にしてみたりとかって、立米で書いたりトンで書いたりっていうのもなかなか見づらい部分の中で、皆さん頑張って見ているんだと思うんですけども、資料作りの基本ってわかりやすくすることじゃないですかね。わかりづらいし、整合性もなかなか、今の答弁でも僕は納得できる数字の話でもないんですけども、どうなんでしょう。

○近藤賢生活環境課長 委員おっしゃるとおりでございます。わかりやすい資料の作成に努めてまいりますので、この後延命化方針を計画に変えていきますので、その中ではわかりやすい資料の出し方についてきちんと整理していきたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 そうですよ。令和4年、令和5年は年度途中っていうのもありますけれども、10月で追っていった資料と年度末で追っていった資料で別にすると、比較もなかなかしづらいのかなっていうのもありますし、同じ令和3年10月から令和4年10月って同じ1年間の量で見たとしても、全然整合性取れないんですよ。令和2年、3年、4年って資料3号でもありますけれども、でも、この時点でずれが大きいかなって思うんですよ。で、この埋立量っていくと、そうしたら全部数字ずれちゃいませんかって思うんですよ。なのにも関わらず、埋

立量が計画よりも多っていう見立てにも関わらず、なぜか10%増やしていないほうは、残余割合が増える。全然意味がわからない。この資料3号なんですけども、これを基に議論っていうのはちょっと僕は無理かなと思うんですよ、申し訳ないですけども。前に作った資料との整合性が取れない資料を出されて、今こうですって数字だけ良くしたのかなっていうふうに正直見えちゃうんですよ。整合性が取れてないですから。それを資料に納得してくださいっていうような、委員会で説明を受けましたとは、僕はちょっと申し訳ないけれども、これはわからないです、これじゃ何も。だって数字自体が整合性を取れないんですもの。これで前に進めろって言われても僕はちょっと責任持てないですね、申し訳ないですけども。これなんかちゃんと資料を出してもらえないですかね。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時52分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 本日お渡しした資料と延命化方針の最後の表についてなんですけども、延命化方針で出した推計値につきましては延命化対策を行っていく上で、1年度間でどれだけ減っていくのかっていう推移をお示しした資料となっております。今回お出した資料は毎年10月に測量している実測の結果となりまして、こちらは雪の降る前、確実に測量ができる月ということで、10月を定点として実測をしているところであります。延命化方針のところの数値の作り方につきましてはトン数を、換算して計算をして出してしております。10月の測量につきましては実測でありますけれども、それまでに埋め立てた廃棄物の沈下分もそこに現れてまいりますので、それと比較すると差が出てしまうということになりますので、それを見比べるとわかりづらいという委員の御指摘はそのとおりであります。

今後、延命化計画のほうにするときにはですね、10月時点を基準にしてわかりやすいような資料の作成に努めていきたいと考えております。

○古都宣裕委員 目標数値もこうして載せている中で、そうした差があると見比べがもう大変難しい、この資料見の中でぱっと渡されても見比べがちょっと難しいので、もうぜひそういうふうに変えていただきたいと思います。

あとはまたあるということなので、そちらのほうでやり取りさせていただければと思うので、一旦終わります。

○永本浩子委員長 それではほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 それでは次に、議件4、ごみの広域処理についてと、議件5、最終処分場の状況について説明を求めます。

○田中正幸生活環境課参事 資料4号、ごみの広域処理について御説明します。

1ページから2ページ目になります。

1のごみ処理の広域化についてですが、国は、各地域が人口減少の局面に入っており、今後、自治体の財政状況の逼迫と廃棄物処理に係る担い手不足が予測されるとしています。

このようなことから今後における自治体の廃棄物処理について、国は、中長期的な視点で安定的、効率的な廃棄物処理体制を検討することが必要との考え方から、都道府県においては、ごみ処理の広域化計画の策定と広域化ブロック割りによるブロック内の市町村でのごみ処理広域化の検討をすることとしました。

また、廃棄物処理施設の更新にあたっては、国の通知により、北海道が策定したごみ処理の広域化計画に基づく広域ブロックでの整備検討をすることが国の循環型社会形成推進交付金対象事業の要件となることとして、令和元年度より取扱いが変更されています。

北海道が策定したごみの広域化処理に基づき、斜網ブロックは、市町村合併があったので現在でいう圏域7市町、網走市、斜里町、小清水町、清里町、美幌町、大空町、津別町に位置づけられています。

市町村合併や定住自立圏での広域処理による関係市町村の減少を経て、施設の老朽化や処分場の逼迫、今後の人口減少化やごみ処理に係る人材の確保、施設設備の更新と処理費用の抑制といった課題への対応が同じ時期となっている網走市、清里町、小清水町、大空町、美幌町の1市4町で、令和4年7月に斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会を設立し、広域によるごみ処理に向けた具体的な検討を進めることとしたところです。

3ページを御覧ください。

2の広域処理検討に係る協議経過ですが、(1)構成市町決定では、令和3年2月12日に網走市、大空町、斜里町、清里町、小清水町、美幌町の1市5町で担当者会議をしていくことを確認し、大空町長から美幌町も参加意向があるとの報告があり、1市5町での協議となりました。

令和3年9月2日に1市5町で事前調査を確認し、令和3年12月27日に令和20年頃まで、今の焼却炉を使う予定の清里町を除く1市4町で進めていくことを1市5町の市長、町長会議で確認しました。

(2)建設候補地決定では、令和3年12月27日に1市5町の市長、町長会議において中間処理施設の建設候補地については、1市5町の中で効率的な中間処理と言われている焼却処理施設を現在有していること、また、地理的に中間地点である大空町を候補地として検討を進めることを大空町に要請しました。

(3)協議会設立では、令和4年7月11日に1市4町による斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会を設立し、会長に網走市長、副会長に美幌町長、大空町長、事務局は網走市が担当することとなりました。

4ページを御覧ください。

3. 検討の状況です。

(1)施設規模の検討では、焼却処理施設について、処理方式や規模、炉の数、運転方式は24時間連続運転または1日16時間の準連続運転について検討を進めています。

可燃物を全て焼却する方式のほか、生ごみのメタンガス化利用など、エネルギー回収利用の検討も合わせて進めているところです。

(2)分別の検討では、広域処理の実施にあたって分別の統一を図る方向の検討を進めています。

(3)可燃ごみの直接搬入方式の検討では、焼却施設建設予定地周辺の交通量や住環境に配慮し、大空町以外は住民が持ち込む可燃ごみは各市町の処理施設で受け入れをしてまとめて焼却施設へ運搬する方向で検討を進めています。

(4)製品プラスチック分別回収処理の検討では、国の取組動向により、開始時期、処理方法を検討していきます。

(5)スケジュールの検討では、資材、作業員などの確保等による工期の遅れも想定し、調査検討事項の前倒しなどスケジュールの検討をしていきま

す。

(6) 関係機関、部署への説明と情報共有では、建設等に係る財政措置、一部事務組合設立、議会設置と職員派遣が想定されるため、各市町議会への説明のほか1市4町の関係部署への説明と情報共有の場を設けていきます。

5ページを御覧ください。

1市4町におけるごみ処理状況についてです。可燃ごみの処理は、斜里町が高温高圧処理、大空町が焼却処理、他は埋め立てとなり、網走市は破碎埋め立てですが、小清水町と美幌町は直接埋め立てをしています。

不燃ごみは、網走市以外は直接埋め立て、網走市は破碎しての埋め立てとなっています。

生ごみについては、美幌町が直接埋め立てで、他は堆肥化をしています。

資源物は1市4町ともリサイクル施設での処理をしています。

斜里町と大空町は、現在の中間処理施設の廃止を課題としています。

6ページを御覧ください。

5. 1市4町における最終処分場の状況についてです。各市町の最終処分場の残余容量は、埋め立て終了が近づいてきている状況であり、令和7年度から令和10年度にかけて各処分場が埋め立て終了となる見込みです。

各町の現状ですが、網走市が令和9年度、斜里町で令和10年度、小清水町が令和7年度、大空町が令和10年度、美幌町が令和8年度にそれぞれ終了予定を迎える状況にあることから、1市4町とも次の最終処分場の検討、建設が必要な状況となっています。

美幌町は令和8年10月、小清水町は令和9年4月供用開始に向け、次期最終処分場の整備を進めています。

網走市は延命化の対策等を行えば令和9年度に埋立終了となる見込みで、次期処分場は令和10年4月供用開始に向け検討を進めておりますが、現処分場の延命化により、次期処分場の工事開始時期を検討することとしています。

大空町は、現在の残余容量から令和12年度頃まで使用可能と見込まれます。

7ページから9ページ、6. 中間処理方式についてを御覧ください。

廃棄物を収集して最終処分場に入れる間の処理方

式、中間処理方式について検討したものがこの表となっています。1の焼却方式、2のごみ固形燃料化方式、3の炭化方式4の焼却施設とメタンガス化施設を組み合わせたメタンガスコンバインド方式の4つの方式について比較をしています。

7ページを御覧ください。

表の左になります、1. 焼却方式です。原理概要では、ごみを火格子の上で移動させながら下部からの燃焼空気で燃やすストーカ方式と、焼却炉内では燃焼状態の流動性の攪拌、保有熱で燃やす流動床式の2つの方式に分かれます。整備事例は前者が多く、直近5年間でも8割を超えています。

焼却ときに発生する熱、廃熱により、発電や熱エネルギーの回収利用が可能です。

ごみの質量を減らす中間処理として多く普及しており、国内の直接焼却量はごみ総処理量に対して約80%の割合です。

9ページの図の1、焼却方式を御覧ください。

左側がストーカ炉、右側が流動床式焼却炉と呼ばれるものです。

ストーカ炉は、右側のごみホッパーに投入されたごみが炉の中に入り、火格子の上をごみが徐々に移動していきます。水分を蒸発させる乾燥、勢いよく燃える焼却最後まで燃やさきる後燃焼の段階に分かれます。

右の図の流動床式焼却炉は、砂が入った焼却炉の中に下から空気を吹き込むと砂が沸騰したお湯のように踊り出します。この状態の砂を熱し、その中にごみを投入して燃焼させます。

いずれの方式も、排ガスは水蒸気、排ガスや水蒸気は上の方へ、灰は焼却の下へ降りてきます。排ガスは有害物質を除去した後、場外へ排出されます。

7ページに戻ります。

焼却方式の実績事例です。

直近の整備事例は、遠軽地区広域組合、標茶町、岩内地方衛生組合、恵庭市となっています。

焼却方式のメリットでは、乾燥、燃焼、後燃焼と主に3段階の処理工程で、ほかの方式と比較して運転管理が比較的容易と認識されています。

公衆衛生の向上と最終処分場の延命化を目的に、従来より最も多く採用された方式です。

標準化された技術や機器の使用で、事故や故障といったトラブルへの迅速かつ柔軟な対応が期待できます。

高度な分別は必要なく、処理対象物の適用範囲が

広い処理方式です。

循環型社会形成推進交付金、いわゆる3R交付金を受ける場合の交付率では、焼却方式の場合、交付率は3分の1、施設規模1日の処理量100トン以下のエネルギー回収型廃棄物処理施設では、エネルギー回収率11.5%満足する必要があります。

1市4町での処理量の試算では、1日の処理量58トンでエネルギー回収率を11.5%以上にするため、排熱による温水利用などの導入が必要となります。

8ページを御覧ください。

デメリットなど懸念事項では、①小規模施設へのエネルギー利用の課題として、1日の処理量70トン未満の小規模施設においては、発電設備そのものを設置することが困難な場合が多く、電力供給や売電収入を期待するのが困難と考えられます。

②ソフト政策との一体的な検討では、CO₂の発生量を抑制するため、一般廃棄物の一括焼却処理は回避すべきとの社会的ニーズが高まっています。

脱炭素社会の構築に向けて、資源の分別設定や可燃ごみの量自体を減らすと、ソフト政策と一体的に進めていく必要があります。

斜網地区における採用可能性では、中間処理方式に関する従来方式で、直近で道東エリア内でも実績があること、標準的な機器使用でアフターメンテナンスなど支援体制が期待できると斜網地区での採用は十分可能であると考えられます。

上記の課題に対し、温水ロードヒーティングなど主に場内での余熱利用のほか、ダイオキシン類の発生抑制や稼働時の負荷軽減、運転コストの縮小に向けて有効な24時間全連続運転の検討など、省エネや環境面に十分配慮する必要があります。

7ページに戻ります。

2つ目のごみ固形燃料化方式です。原理概要では、可燃ごみを破碎、乾燥して不燃物や水分を取り除き、熱左縮・成型することで有効利用が可能な固形燃料を製造する方式です。固形燃料として、可燃ごみの主原料に生ごみを含むRDFと紙類や廃プラを主原料とするRPFというものに分かれ、水分が多い生ごみを含むRDFはカロリー、固形燃料の燃焼効率が低くなります。製造した固形燃料は、給湯・暖房・発電用の熱エネルギーとして利用されます。

9ページの図2、ごみ燃料化方式を御覧ください。

破碎工程でごみを破碎し、乾燥に適した大きさにします。乾燥工程でごみを高温の熱風で乾燥、脱臭

します。選別破碎工程で燃料化不適物を除去し、成型の大きさまで粉碎します。最後に成型工程で輸送性、貯蔵性、燃焼性に適したRDFに成型されま

す。7ページに戻ります。

実績事例では、現在、道内で一般廃棄物の中間処理として、富良野市固形燃料化施設、斜里町資源化施設の2件が稼働中です。

斜里町の施設では、可燃ごみを高温高圧蒸気で処理し、成型、製造した固形燃料はボイラー燃料として利用するほか、製鋼用の資材として外部利用されています。

メリットでは、固形燃料の製造工程は主に乾燥、水分除去、圧縮、成型であり、CO₂の発生が比較的少ないです。また、体積と重さが大幅に削減される、排出されるごみに対して体積で5分の1、重さで2分の1程度となることから、利用先への運搬等が容易です。

乾燥工程で水分を除去するので、直接焼却よりも効率的な熱回収が期待できます。

利用先を確保することで、固形燃料の売却収入が見込めます。

3R交付金を受ける場合の交付率では、交付率は3分の1です。

8ページを御覧ください。

デメリットなど懸念事項です。

①多発する事故に対する安全性の確保では、平成8年から平成16年にかけて、RDF製造貯蔵施設での火災事故が相次いで発生しました。RDFが発酵により発熱、発火しないよう含水率が10から20%となるよう正常管理を十分徹底する必要があります。

②固形燃料の品質確保と供給先の問題では、発熱量を確保するため、高い分別精度が求められます。また、固形燃料中の塩素濃度が高くなるため、燃料として供給先の確保は困難です。

斜網地区における採用可能性では、斜里町の生成物は室蘭市への製鉄所への売却と北斗市のセメント工場に処理を委託していますが、施設の運転管理費と生成物の運搬費用の高騰、現在も約7割から8割を町外へ輸送、並びに民間への売却価格が市場の動向や企業側に左右されることを理由に、広域での焼却処理への転換を目指す方向です。

ごみ固形燃料化施設方式は、生成物中の塩素濃度を安定し抑制することが難しく、近隣で安定的に消

費可能な工場等がなく、供給先の確保は困難であることから、斜網地区での導入は困難であると考えます。

7ページに戻ります。

3の炭化方式です。原理概要では、ごみを直接燃やして配備する焼却方式とは異なり、ごみを無酸素状態で加熱することで、可燃ガスと有効利用が可能な炭化物に分解する方式です。

炭化物は、セメント製造炉やボイラーでの燃料利用のほか、加炭剤、保温剤、製鉄、溶鉱炉の還元剤と主に大規模な工場で利用されます。また、可燃ガスは炭化炉の熱源など熱回収後、排ガス処理されま

す。

9ページの図の3、炭化方式を御覧ください。

上の図の真ん中、キルンと呼ばれるゆっくり回転する炉の中にごみを入れ、無酸素状態で加熱することすることで、ガス、水、炭の3つの物質へと変化させます。

排ガスは熱量が高いため、燃焼することにより加熱用熱源として使用されます。

7ページに戻ります。

実績事例では、現在、道内で一般廃棄物の中間処理として名寄地区衛生施設事務組合炭化センターのみ稼働しています。

メリットでは、乾留炭化から洗浄脱塩といった塩分を取り除く製造工程により、塩素分の少ない炭化物を回収できます。

炭化物は、生ごみを多く含むRDFと比較して無臭かつ科学的に安定しているなど、長期間保存に適した熱源になります。

また、炭化物は高い発熱量を保有することから、化石燃料の代替としての利用が可能です。炭素の固定は地球温暖化対策としても有効です。

3R交付金を受ける場合の交付率では、炭素の固定はエネルギー回収に該当せず、3R交付金以外の検討が必要です。

8ページを御覧ください。

デメリットなど懸念事項です。

①維持管理費の高騰と処理対象の限界では、名寄地区衛生施設事務組合では、炭化センターについて、老朽化と維持管理費の高騰を理由に、今後は焼却方式への変更を決定しています。

炭化処理方式は、燃料電気を多く消費することから、近年のエネルギーコスト高騰の影響を受けやすい方式であることが伺えます。

また、組合が焼却処理に方向転換するそのほかの理由として、炭化処理の対象が紙くずや生ごみ、紙おむつ等に限られることが挙げられています。

斜網地区における採用可能性では、道内唯一の事例である名寄組合の炭化センターの廃止といった事例のほか、この地区においては3R交付金以外の交付金事業の活用を検討する必要があるなど、炭化方式の採用は困難であると考えます。

また、名寄組合の炭化センターにおける炭化物は、最終処分場の覆土材や融雪材と利用が限られており、高効率の熱源として工場での利用を推進するには、高い発熱量となるよう、炭化物の品質向上ならびに十分な受け入れ先の確保など課題が多いものであると考えます。

7ページに戻ります。

イオンメタンガスコンバインド方式と呼ばれる、焼却施設とメタンガス化施設を合わせた方式です。

原理概要では、可燃ごみのうち、生ごみなどメタン発酵に適した有機性廃棄物からメタンを回収、バイオガス発電の燃料として利用し、ハイブラなど適さないものを焼却処理で熱回収する方式です。

メタン発酵は、液状の汚泥など有機性廃棄物の固形物濃度10%以下を対象とした湿式と生ごみ、選定枝など15から40%程度の固形物を対象とした鑑識とに分類されます。

メタン発酵後の残渣は脱水分離することで土壤改良剤や堆肥として利用が可能です。

9ページの図の4、メタンガスコンバインド方式を御覧ください。

バイオガス化と焼却処理の長所を組み合わせたシステムとなっており、搬入されたごみは破碎選別装置でメタン発酵に適したものと適さないものに選別されます。

メタン発酵に適したものは発酵槽で発酵させてメタンガスを取り出し、発電の燃料とします。メタン発酵に適さないものは焼却します。

焼却で発生した排ガスや水蒸気は上の方へ、灰は焼却の下へ降りていきます。排ガスは有害物質を除去した後、場外へ排出されます。

7ページに戻ります。

実績事例では、現在、道内で一般廃棄物の中間処理として実績がなく、斜網地区と同等規模の事例として、国内では記載の2施設があります。

メリットでは、高効率なエネルギー改修により、施設内の熱利用にとどまらず、近隣への電力供給や

売電収入といった地域還元が期待できます。

生ごみのメタン発酵は焼却量の低減に貢献するほか、石油など化石燃料の使用量や温室効果ガス排出量の削減など、環境面に関する負荷低減に大きく寄与します。

3R交付金を受ける場合の交付率では、交付率は2分の1です。焼却施設を併設する場合、焼却施設も含め2分の1となります。

ただし、熱利用率がごみ1トン当たり350キロワットアワー未満の場合は3分の1となります。

デメリットなど懸念事項です。

2つのプラントによるコスト増加では、焼却メタンガス化と主に2つのプラントのほか、排水処理設備が必要であるなど、建設コストや維持管理費用の増大が課題です。また、複雑な機器構成や可燃性メタンガスの貯蔵管理に十分留意する必要があります。

②寒冷地道内での実績事例なしでは、メタン発酵に適した生ごみの必要量の確保と寒冷地での安定稼働など、地域の特殊性を十分考慮した中で検討する必要があります。斜網地区における採用可能性では、前述の課題に対し、斜網地区の生ごみ成分について、季節変動や氷点下気温の影響を考慮した中で、必要な熱利用率を満足するか調査する必要があります。メタン発酵施設単体では、平成29年度の環境省委託業務による平取町での実証試験で、約2年間の調査で1トン当たり360キロワットアワーの発電が可能であることが確認され、民設民営のバイオガスプラントや公営牧場への消火器利用など、水平展開の検討、重要性が示されています。

調査計画など事前準備に加え、設計、施工に期間を要するメタンガスコンバインド方式の採用は、スケジュール的な課題が多いと考えます。

以上の検討結果から、脱炭素、資源の再利用化、エネルギー利用の活用などの情勢にあることから、焼却処理方式を基本として、生ごみなど分別の統一の検討と合わせ、メタンガスコンバインド方式の検討も協議会の事務担当者において進めているところです。

10ページを御覧ください。

7. 施設整備費についてです。昨年度、広域協議会で策定した広域処理施設基本構想で、1日当たりの処理能力58トンとした処理方式の焼却施設の事業費と1市4町の負担額を試算しています。構成費割合については、令和10年度の可燃ごみ量の推計から算出しています。

整備事業費は全体で92億8000万円、各市町の負担割合と額は、網走市42%、38億7,000万円、斜里町19%、17億7,900万円、小清水町5%、4億5,300万円、大空町5%、4億7,000万円、美幌町29%、27億800万円と試算しています。

今年度、プラントメーカーにアンケート調査を実施しており、調査結果に基づき事業費等を精査していきます。

11ページを御覧ください。

広域焼却処理施設建設予定地についてです。

資料4号の別紙を御参照ください。

広域焼却処理施設の建設予定地は資料の赤枠部分となり、斜網地区の各市街地からおおむね30キロ圏内の中心に位置しており、既存の大空町一般廃棄物焼却処理施設の更新に合わせ、白かば台スキー場の南側、大空町東藻琴上東地区を建設予定地としています。

この地区で令和4年度にボーリング調査等を実施しており、地下水利用の可能性が認められています。

今後は、予定地での生活環境影響調査を実施し、大気質、騒音、振動、悪臭、水質など環境に十分留意した施設整備を行うものとし、

最大限の工期が取れるよう、生活環境影響調査の一部を今年度に前倒して実施することとし、各市町で9月議会での負担金補正を行ったところです。

予定地についての状況についてですが、画面中央上のほうに黄色の枠で囲っているところが現在の焼却処理施設になります。その下側、方角は南側になりますが、赤色の枠で囲っているところが新たな焼却処理施設の建設予定地になります。

場所的には、小高い山の頂上を予定地にしているというところです。

建設予定地の選定ですが、令和3年12月開催の斜網ブロックごみ広域化に関する会議において、大空町が建設予定地として正式に要請を受け、議会並びに地域住民等に対し説明、協議を重ねてきたところです。

当初は、建設予定地の左側に縦長に白く開けたような形の箇所があるかと思いますが、大空町の所有地ではありますが、民間企業による火山灰の土取場となっているところで、ここに建設する予定で住民説明を行ってまいりました。しかし、隣接する地域住民の説明会の際に、畑から少しでも遠く離してほしいとの声があり、住民の理解があつてこそその施設整備でありますので、最終的に大空町として赤色

の枠で囲っている箇所を建設予定地として決定し、10月に開催されました協議会において、中間処理施設予定地として進めていくことで確認されたところです。

郊外建設予定地は、公共工事の残土置場として現在も使用されているところのため、一定程度空けている状況にあります。

国土地理院地図からの計測では、大規模な造成を行わなくても1万3,000㎡は確保できる状況となっております。今後、早急に測量を実施して、造成と道路整備、インフラ整備などの検討作業が必要となります。

造成期間によっては供用開始が遅れることも考えられ、また、施設整備以外の整備費が今のところ積算できませんので、スケジュールを早めに進めていくためには、資料の2ページ目になります。右側の位置図の青枠の部分のドローンによるレーザー測量を雪が降る前に実施をしたいというふうに考えております。赤い部分の真ん中は整備敷地、上に伸びる赤い部分は既存の道路、下に伸びる赤い部分は新たに道路整備を検討する部分となっております。これらの部分を含めた測量を予定しています。

費用につきましては506万円となっております。各市町の負担割合に応じて、協議会への負担金として予算の確保を進めることとしています。

これにつきましては、今月、各市町で臨時会を開催し、補正予算の上程をしていくという準備を進めているところです。

資料4号の12ページを御覧ください。

9. 施設整備想定スケジュールです。令和3年度からとしたスケジュールで、表の左側は、計画期間として令和3年度から令和5年度までの3年間、表の右側は、実施期間として、令和6年度から令和9年度までの4年間として、令和10年度の施設の供用開始を目指すスケジュールとなっております。

令和4年度は、1市4町で協議会を設置し、一般廃棄物処理広域化基本計画、基本構想と地下水利用検討業務を行っています。

令和5年度については、国の交付金を利用するために提出が必要な循環型社会形成推進地域計画の策定に向けて作業を進めているところです。

実施期間に入る令和6年度は、施設整備計画と実施設計を行い、工事費の予算を確定させる作業となります。

令和7年度に工事の発注を行い、令和10年度供

用を開始するというスケジュールで予定しているところです。

なお、今行っている整備検討作業でのメーカーアンケートにおいて、発注から供用開始まで現時点で4年から4年半との回答となったことから、供用開始は令和11年9月から令和12年6月頃となることが確定的となりました。これまでは施設整備期間は3年というのが通常でしたが、資材調達関係と働き方改革の対応により、工期が長期化傾向にあります。資材調達関係では、新型コロナ、ウクライナ情勢の影響により、資材の生産減少や輸送の遅延等から工期が長期化してきている状況となっております。また、働き方改革の対応では、日本建設業連合会と国土交通省により、働き方改革として、2024年からの建設業の週休2日制導入や4週8閉所の推進がされてきています。週休2日制導入で半年、4週8閉所導入で約1年の工期長期化が予想されています。なるべく最短を基本としたスケジュールを基本に作業を進めておかないとほかの要因で供用開始が遅れることもあることから、調査の前倒し実施や検討決定作業を早くして早期発注と早期稼働を目指していくことを協議会で確認したところです。また、各市町の最終処分場設備などの状況次第では、今後、延命等の対応が個別に必要となります。

13ページを御覧ください。

10. 一部事務組合設立スケジュールは、令和7年度に一部事務組合を設立することを想定したスケジュールとなっております。

表の左の項目では、協議会、組合設立関係、市町の議会、その他準備等に分けて、それぞれの主な事項と、表の上の月ごと、時期について記載をしています。

令和5年度は、循環型社会形成推進地域計画の提出を予定しています。

この計画は、令和6年度からの環境省循環型社会形成推進交付金の活用に必要なものです。

また、その他準備の広域連携派遣では、令和7年度の一部事務組合の設立などについて、令和6年度、7年度に北海道からの職員の派遣を受けるため、今年度申請し、内定を受けられるよう計画をしています。

令和6年度は、組合設立関係のほうでは、点線で囲っている一部事務組合の設立申請に向けた北海道との事前協議を進め、9月に各市町の議会で組合規約案を審議いただき、12月に組合設立議案の審議、

議決の後、1市4町による組合設立協議書の締結、北海道への組合設立申請、設立許可を経て、令和7年度の組合設立共同事業の開始を目指すスケジュールとなっております。

今後の北海道との協議、中間処理施設の建設期間などの状況によっては項目に変更はありませんが、機器について変更する場合がありますので、その場合は御説明をさせていただきたいと考えております。

次に、14ページを御覧ください。

一部事務組合組織体制についてです。

管理者、副管理者は、構成団体の長と、管理者となった市または町の副市長、副町長が副管理者となることを予定しております。

事務局については、まだ1市4町で協議していませんが、ほかの一部事務組合の体制を参考に記載させていただいており、これを基に協議していきますが、事務局長は部長職級で構成市町の兼務または派遣、事務局次長は課長職級で構成市町からの派遣、係長、係員の事務局員も構成市町からの派遣とし、人数についても今後協議等しながら検討していきます。

会計管理者、会計課は構成市町の一つから併任と想定しています。

組合議会については、各市議会からの委員を選出いただき、定数については今後ご協議いただくこととなります。

監査委員については定数2名とし、構成市町の一つから代表監査委員1名、組合議会選出の監査委員1名を想定しています。

公平委員会については、構成市町の一つから兼ねていただくことを想定しています。

以上、これまでの経過、検討状況、スケジュールなどについて御説明をさせていただきました。

資料4号の御説明は以上でございます。

○近藤賢生活環境課長 続きまして、資料5号最終処分場の状況について、続けて説明をさせていただきます。

(1) 延命化の再検討についてです。

先ほど説明しましたが、広域処理施設の供用は当初の見込みよりも1年半から2年遅れることから、今の延命化対策だけでは処分場が使用できなくなる状況となります。

令和10年度から供用できるよう次期最終処分場の整備も進めています。広域での中間処理施設の建設など、令和10年前後の財政支出状況とも調整

が必要な状況にもあります。

このことから、現施設のかさ上げによる埋立容量の拡張について検討を進める必要があります。かさ上げの場合、現処分場の構造的な安定強度の検証が必要なことから、今後、調査の実施により具体的な計画としていくことを目指します。

今後、策定する最終処分場延命化計画に新たな対策として入れることを検討しています。

かさ上げですが、最終処分場の埋立地内に土堰堤を新たに設けることにより、埋立容積が増加することが可能となり、次期最終処分場を整備するよりも短い工期、低い整備費用で整備をすることが可能です。

広域中間処理施設供用後は、可燃ごみは焼却灰として処分することを前提としますが、かさ上げに要する概算の費用は最大で3億4,000万円、供用の期間も最大で令和21年度までと見込まれます。

かさ上げの場合は、既存の浸出水処理施設を使用することから、この費用となっていきます。また、処分場を新設する場合は、浸出水処理施設も含めて約18億円、供用の期間は令和11年から25年までの15年間となります。

かさ上げでは令和21年度までとなりますが、処分場の安定解析をした結果でかさ上げできる規模が算定されますが、なるべく長く供用すること、また費用的にも有利な方法であるため、かさ上げの検討をする必要があります。

記載の表は、このスケジュールについて整理したものです。

(2) 最終処分場配置計画の策定についてです。

これまで明治地区の廃棄物処理場施設用地は、現在の処理方式での最終処分場をあと3か所設置できるとしていました。

なお、現在は広域による中間処理施設の設置を進めており、供用後は最終処分量が大幅に減少します。

このことから、今後の最終処分場整備に向け、現施設用地の配置計画を策定し、今後の土地での供用年数について改めて調査する必要があります。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それではただいまの説明ですけれども、最初に資料4号、ごみの広域処理について質疑を受けたいと思います。

質疑等ございますでしょうか。

○古都宣裕委員 4ページ3の中で、大空町以外は各市町の処理施設で受け入れ、まとめて運搬する方

向の検討とあるんですけども、これは今、網走市で出されているごみっていうのは、今の明治のところにガバッと来て、一旦ためてから持ってくと思うんですけども、そのような形で今できるんですか。

○田中正幸生活環境課参事 大空町への運搬についてなんですが、収集車両はそのまま直接大空町に運ぶ方向で考えています。

今現在ですね、市民が処理場に持ち込まれるものにつきましてはですね、市の処理場で1回受けて、それをまとめて大空町に運搬するというので検討しております。

○古都宣裕委員 じゃあ、その事業系だとか、持ち込みの部分だけ1回ためておいてっていう、どれくらいの量かっていうのは私も見当はつかないんですけども、現状の処理施設の中で1日分、毎日運ぶんだと思うんですけども、ストックしていきけるような形で検討しているっていうことですかね。

○田中正幸生活環境課参事 委員のおっしゃるとおりでございます。

市民の持ち込むものの可燃ごみをまとめて焼却施設に運ぶということで考えております。

○古都宣裕委員 場所のやつを地図上とかで見ると、市内のごみを集めて明治に持ってくる場所に比べると、かなりの距離があると思うんですけども、今、ガソリン代とかも物すごく上がっている中で、そうした運搬費っていうのも、どうしても今後計上していかなくてはならなくなる可能性はあると思うんですけども、その支出っていうのはどのように考えているんですか。

○田中正幸生活環境課参事 可燃物の収集車両の台数とか、中間処理施設への搬入回数については、今後検討しまして精査していく必要があるというふうに考えています。

○古都宣裕委員 確実にそのお金っていうのが上がると思うんです。今、網走市の財政も種々議論の中で、あまり余裕がある状況ではないってなっている中で、その費用ってどう捻出するって考えているんですかって話なんですけれども。

何かの財源があるのか、市が持つのか、それとも市民負担を考えているのか、どのような形なんですかね。

○田中正幸生活環境課参事 トータルでどれくらいかかるのかっていうのは、これから検討していくことになりますけれども、なるべく経費の節減については考えていきたいというふうに考えています。

○古都宣裕委員 ちょっと答えになってないかなと思うんですけども、今のところ財源とかは考えてないけれども、経費は上がるだろうと考えているっていうことなんですかね。

○田邊雄三市民環境部長 費用ですけども、いろいろ検討していく中で上がるものと、また下がるものが出てくるような感じになっていきますので、例えば4ページの3の検討状況の(1)の二つ目の項目で、生ごみのメタンガス化っていうのがありますけれども、今は生ごみを堆肥化してて、これは別々に集めるんですけども、今度ここで検討しているのは、可燃ごみとして一緒にして集めて自動選別機で分けるっていう技術がありますので、そういったものがちゃんと使えてこういうことができるようになると、今度その収集の部分がいらなくなりますので、その収集の費用が下がる、距離は延びるかもしれないけれども、そういったところで下がるっていう、上がる場所もあれば下がる場所もあるっていうところで、そういうところをトータルして、考えていかなくはいけないんですけども、今まで以上に費用がっていうところもあるんですけども、継続したごみ処理がこの地域でできるような形を取れるのかっていうところを第一にちょっと考えていきますので、費用面も考えますけれども、持続可能な廃棄物の処理体制をどうやっていくのか、そのための費用積算、検討を今しているところです。

○古都宣裕委員 今お話の中で、まあそういった部分で下がるっていうんですけども、出す人の手間が減る一方で収集量が減るわけではないので、そういった部分では、僕、費用減少にはならないんじゃないかなとは思うんですけども。

収集量が下がったりとか、全然別なほうに行って、生ごみ処理するんですよって言って、一体プラスになるのかっていうのはちょっとわからないんですけども、新しい施設を造った上で、生ごみと普通の埋め立てと一緒に出された上で分別する機械にかけてっていうんですけども、一般家庭とかから出るごみの量って相対的には変わらないんじゃないかなとなると、収集する手間、収集する量っていうのは人口減で減る部分はあるかもしれないですけども、一つの過程で出るごみの量は相対的には変わらない。そうすると、それによる費用減少には僕は繋がらないんじゃないかなと思うんですけども、どうなんでしょう。

○田邊雄三市民環境部長 今動いている車両について

ては、今のごみ量を想定した車両ということになりますので、今後車両数が減って同じ量を集めることになれば、車両の大型化とか、一部を集約化して持っていくとか、そういったところも含めての検討ということになっております。

○古都宣裕委員 相対的な量っていうのは人口減以外ではなかなか難しいのかなっていうふうに思っているんですけども。

じゃあ、今のところはなるべく費用は抑えるようには努力するっていう話なんですけれども、費用増にはあまりならないような考えでいるっていうことなんですかね。

○田邊雄三市民環境部長 費用を安くするとかではなくて、先ほど御説明したとおり、持続可能なものを体制が取れるのかどうか、そこについてはどのぐらいかかるのか、その中でも節減していくんですけども、昨今の情勢ですと燃料も上がっている、人件費も上がっているっていうところがありますので、そこら辺の増はあるにしても、その中でなるべく効率的な費用、運営体制にしていきたいというふうに考えております。

○古都宣裕委員 端的に聞くけれども、多少上がるにしてもそれが市民負担になるっていうことを考えているのか、それとも税負担で実質的な市民負担にならないようにしようと考えているのか、今の現時点ではどちらもまだ検討に上がってないのか、どれなんでしょうかね。

○田邊雄三市民環境部長 総体の費用がまだ出ておりませんので、出たときにごみ袋で徴収するところをどうするかっていうところの議論になっていきますので、今はまだそこまでは行ってないということです。

○古都宣裕委員 網走はたしか1リットル当たり、処理費用3円のごみ袋だったと思うんですけども、それは全道的とか、全国的に見ても平均は2円なので高いのかなというふうに思っていますが、それ以上の増となっていくと、果たして適正なのかなっていうふうに思うので。

場所としてもこれがいいのかっていうのも改めて、今、資料見ていくと、大空町に焼却施設があるからその周辺にっていう、なんか理由としては物すごく弱いところで落としているんだっていうのがちょっと見れたんですけども、それも網走市がこの全体の中42%とか持っているっていう中で、本当にじゃあこれ網走市としてそっちでいいですよって

なるべきだったのかなっていうのも、その辺の費用負担とかも考えた上で、場所っていうのは決めるべきだったんじゃないのかなって僕は思うんですよ。その辺は、なんかそういった議論とかはなかったんですか。

○近藤賢生活環境課長 1市4町広域で協議した中で、地図上でもこの中間地点にある大空町の東本地区というのを選定したっていう経過もございます。

また、ごみの分別の方法とかもこれから検討になりますが、車の台数を少なくすることができれば運ぶ費用も少なくなります、そのあたりのごみの分別の仕方については、まずは施設の方向性っていうのを1市4町で決めていく必要がありますので、その中で各市もそうですが、網走市としても費用がなるべくかからないような方向性も出しながら、先ほどありましたが、持続可能なごみ処理ができるような体制を検討していくことが必要だと考えています。

○古都宣裕委員 今の答弁だと、そういう部分では検討はなされなかったんだっていうふうに受け取れるんですけども、全体の4割以上を網走市が負担する、ごみの量とかしても網走市っていうところなので、それから見るとやはり市外に持っていくとなると、一番どこが負担が大きくなるかって言ったら、一番ごみ出している網走市なんじゃないかなというふうに思うんですよ。そうなったときにじゃあどこにあるのかってやったら、やっぱり町の負担のことを考えると、なるべく自分の町の近くに持ってくるのは私はベターなんじゃないかなって思うんですよ。だって、その方が絶対費用が少なく済みますからね。そういったところ、環境のところも考えたりとかっていうのもあるけれども、この広域化の中でどこか受け入れなきゃいけないとなると、中核市が取っているのが普通のスタンスだっていうのは、今までの委員会の議論の中でもあったと思うんですけども、なぜそこに至らなかったのかっていうのは、ちょっと全然、議論の中でもあんまりちゃんと見えてこないんですよ。で、その辺の議論っていうのはちゃんとなされてなかったんじゃないかなと思うんですけども。この理由づけが今日の資料説明でもすごく薄いんですけども。

○近藤賢生活環境課長 広域化の最初のいきさつなんですけど、まず、大空町が今使っている焼却施設を更新するというお話がありまして、そこで網走市のほうにもお話がありまして、更新するにあたってはなんとか広域で考えられないかというところからま

ず始まったところがあります。

そういったところで、大空町が更新するという話から現在の1市5町、1市4町になっていますが、こういった話になってきておまして、そこで大空町を候補地としたという経過がございました。

○古都宣裕委員 お話が来た時点で、中核地として、それならば網走市に造ってもらわなきゃ困るよね、やっぱりごみの量が多いからってところの話合いがなぜなかったのかなってというのが、僕は疑問なんですけれども、それやってないですよ。

向こうで話しがあったから大空町で造るんだけど、網走市さんどうですかっていったら、わかりましたで終わっていませんか。

普通であれば、中核市に話を持ってこられたならば、それなりの議論があってしかるべきだと私は思うんですよ。その議論が何かなされたような形がないんですけれども、どうなのでしょう。

○近藤賢生活環境課長 ごみ処理施設の建設にあたっての環境省の循環型社会形成推進交付金の関係になるのですが、現在ごみ処理施設を新たに考えるにあたっては、基本的には広域で検討するというのが条件になっております。そういったことで、網走市単独で造りたいというのあっても、まずは広域で議論するということもありましたので、そういったかた形でまずは広域で進む、それから広域で造る場合はどこに造るかっていう話が出てくるんですが、そういった中で広域になると、1市4町の間地点である現在のこの候補地がちょうど中心にあるということもございまして、候補地の選定に至っている経過があります。

○古都宣裕委員 このね、100億円近い大きい施設造ろうって中で、議論が浅すぎませんかという話をさっきからしているんですよ。

距離だけ見て、真ん中だからここにしようって、それだったら 戦争だってあなたのところ、ここでいいじゃんみたいな感じで線引きなんて簡単になるんですけれども、そうじゃないでしょ。人口規模とかあるでしょ。そういったものを加味したときに網走市が取るべきだったんじゃないんですか、そういう議論してないんですかっていう話をしているんですけれども。さっきのずっと答弁聞いていると、全然してないんですよ。100億円規模で真ん中だからそこでいいかい、いいね、そうなっているじゃないですか。

これ、結局はどの広域の中の街の中に造んなきゃ

いけないじゃないですか。この施設あるっていうことは、そこに雇用も生まれるんですよ。デメリットばかりじゃないじゃないですか、環境の。そうした中で、簡単にはいい、どうぞってやっている網走市、そのうちの4割を捨てて、これから市民の負担も増えそうだっていうところも見えてきている中で、簡単にはいってやっているじゃないですか。それが果たしてよかったですかって私は聞いているんですよ。わかります。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後4時00分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 予定地の経過ですけれども、先ほど課長が申し上げましたとおり、大空町からの提案っていうのも一つありましたけれども、また中間になっているということで、やはり大空と網走だけではなくて1市4町でやっていこうということから始まったところ、あと、今後の施設整備につきましては循環型の交付金、これが広域を前提としてその協議をやっていかななくてはならないということにあります。また、網走市は1市4町の中でも、人口が一番多いわけでありまして、中核都市にもなりますので、網走市民の利益を考えることは当然なんですけれども、中核都市としての役割としては地域全体の利益も優先していく場面もあろうかと思っております。

今回、予定地ではありますけれども、大空町での中間処理施設の整備はいたしますけれども、ごみの広域行政につきましては、今後、網走市は製品プラスチックの対応をしていかななくてはいけない、これは交付金を活用することによって、努力義務から義務に代わるもので、これは網走市だけがそういうこととなります。そこにつきましても広域の議論の中でほかの4町につきましても、義務ではないんですけれども、網走市と同様の足並みをそろえて、そこについても今後広域で対応していくという方向で検討に入ろうということにしておりますので、全体を通して網走市は広域の中でどういう立場をしていくのか、その中で市民利益を最大限得られるように皆さんと協議をして決め、進めていきたいと考えております。

○古都宣裕委員 金額面だけで言うとそういう部分もあるんですけれども、ほかの町のごみの総量、パ

ッカー車の台数等を考えたとしても、何キロか延びるっていう部分で、そんなに負担がほかの町が増えるのかっていうのはちょっと私は疑問ですし、逆に2番目にごみの総量が多い美幌町なんかを考えると、大空町って隣同士ですけども、その中でも東藻琴のほうまでとなると、網走市の方が近いんじゃないかなっていうふうな気もいたします。

そうした中でじゃあ本当に良かったのかなっていうのは疑問なんですけれども、そこら辺は見解の相違なのかなっていう部分もちょっと思いました。

次に7ページの中間処理方式について、網走市としては四つ、焼却方式の中では二つあるから全部で五つぐらいのやつを検討をされたのかなと思うんですけども、焼却で言うところらに記載されているストーカー式焼却炉っていうのと流動床式焼却炉っていうのがある中で、焼却炉だけでポンと調べると機械式とか熱分解ガス化炉とか、直接熔融炉とか灰熔融炉とかいろいろあるんですけども、今回はいろいろやった上でこの四つに絞って検討されたんですかね。それとも取りあえずこの四つっていう大きい枠組みの中での検討に入ったんですかね。

○田中正幸生活環境課参事 今回この企画にあたってはですね、道内での実績等を考えまして、焼却方式についてはストーカ炉と流動所で検討しました。

それから原燃料化方式、炭化方式っていうのもこれも実績がある方式にはなります。

それからメタンガスコンバインド方式っていう、道内では実績はないんですけども、メタンガス単体での処理をしているところはあります。ただ、このメタンガスコンバインド方式についてはですね、焼却施設とメタンガス方式が合体したような施設になりまして、同等規模の事例でいくと、道内にはないんですけども、全国では2施設稼働しているということと、メタンガスによるその発電ですね、売電するのか電力として場内で消費するのかっていう利用ができるという方式であることで、今回はこの方式についても比較検討の対象として入れています。

○古都宣裕委員 単純にコスト見たら、相対コスト的には焼却式の方が安いのかなっていうのを見るんですけども、補助率でもし2分の1だった場合は、このメタンガスコンバインド方式の方が、若干安くなったり、また焼却の中でも、今回二つしか検討されてないっていうんですけども、焼却炉ってどんなのあるんだろうなってぼつと調べた中でも、六つの方式があるので、この中で本当に果たしてどれが

いいのかなっていうのはちゃんと検討された上で、残ったこの二つの方式なんですかね。

そもそもほかのやつは道内とか比較のものがちょっとなかったから検討すら上がらなかったんですかね。なんかコスト的に物すごく大きいものですから、本当にコストと実態に見合った方式を入れていく必要があるんじゃないかなという中で、一つの方式を見るだけでもいっぱい出てくるから、どうなのかなと、技術もいろいろ進歩するものですから、どこまで検討されたのかなっていうのが気になるんですけども。

○田中正幸生活環境課参事 焼却方式につきましては、ガス化熔融炉ですとか、ほかの方式もありますけれども、最近の事例で多いのがストーカ方式と、それから流動床式の焼却炉ということになります。で、ガス化熔融炉も道内でも実績もあるんですけども、維持管理費が結構かかるというふうに聞いておまして、方式の中ではですね、選択肢としてはあったんですけども検討からは外しております。

○古都宣裕委員 聞いているとかじゃなくて、僕、コスト的にすごく高いものですからこれは各メーカーにしっかりと確認を取った上で進めるべきではないのかなと思うんですよね。結果、それで何億円も違いましたって言うんだったら、広域でやるんでしたら、広域の市町村の方からもちょっと全然笑えない話だと思うんですけども、その辺はちゃんとメーカーに確認とかってされているんですかね。まだ決まってないから、これからでも確認もできると思うんですけども。

○田中正幸生活環境課参事 ごみの排出量の関係があるのとですね、あと24時間の全連続か、または16時間の準連続だということ考えております。

1市4町で出る可燃ごみの量がそれほど多くないということもあります。

それから一般的に量的には小規模の施設になりまして、ストーカ方式か流動床式の焼却炉ということ考えて、この二つをですね、焼却方式の選定の中に入れたところであります。

○古都宣裕委員 先ほど説明の中で、メーカーの調査っていう言葉があったと思うんですけども、ということは、そのメーカーありきで動いているんですかね。それともいろいろなメーカーに話を聞いた結果、そのメーカーが一番いいような話、条件を持ってきた結果、そのメーカーが今動いている状態なんですかね。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時15分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○田中正幸生活環境課参事 焼却処理の方式についてですが、ほかの方式についても検討はしたんですが、斜網地域の処理量とか、道内の実績等を勘案しましてですね、この2社に絞って現在は検討しているところでありませう。

○古都宣裕委員 なんかメーカーが動いているっていう調査っていう話があったから、そのメーカーっていうもう決まっているんですかっていうような話なんですけれども、今、じゃあ方式のほうの2社に絞って、その2社が今調査されているっていうことなんですかね。

○田中正幸生活環境課参事 2社に絞っているわけではなくてですね、方式を二つに絞って検討している、方式を2種類に絞って比較検討したということになります。

○古都宣裕委員 そうしたらちょっと最初の質問の答弁がずれているんですけれども、メーカーの調査についてのお話があった中で、そのメーカーって決まっているんですか、何社かあった中で決めたんですか、どのように決まったんですかっていう話をしていたんですよ。

○田中正幸生活環境課参事 プラントメーカーが決まっているわけではなくてですね、メーカーさんによる方式の説明を受けたりとか、あとアンケート調査を実施しているという段階であります。

○古都宣裕委員 それだと何種類かメーカーがある中で、それぞれがいろいろな情報を出しているみたいな感じに聞こえるんですけれども、どういう状況なんですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時25分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○田中正幸生活環境課参事 メーカーが決まっていたということではなくてですね、これ昨年度、広域の基本構想、協議会で1市4町で発注している業務になりますけれども、その中でですね、コンサルに依頼をしまして、斜網地区での処理量に見合った処理方式を持っているところとか、その方式ですね、

それを挙げていただいて、その中でですね、メーカーさんからの説明を受けたりとか、費用的なものですね、そういったものをコンサルに委託した業務の中で調べまして、その中で出てきた方式がこの表に載っているものということになります。

○古都宣裕委員 わかりました。

次に、10ページなんですけれども、この10ページの中で各市町の可燃ごみ量とかっていうのが出ていますよね。可燃ごみ量でいくと、トン数とかでいくと、資料3号、令和4年度でいくと6,046トンでもうほぼほぼこの数字に近いんですけども、焼却施設が今出来上がりの年度を聞くと、令和11年か12年ぐらいまでずれ込むっていう話でしたけれども、となると、年間埋立量が6,046トンに対して、その時から稼働するにしたらこの数字にはならないんじゃないのかなっていうのが素朴な疑問です。

それから総量を計算して、この可燃ごみ量で、処理量がね、全部合わせて1日58トン処理しなきゃいけないっていう計算でいくと、やっぱりどうしても焼却炉も大きくなってしまいませんか。

だから、その先々の人口動態とかごみの量っていうのを計算した上で必要な焼却量の規模っていうのを考えなきゃならないのかなと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうね。

○田中正幸生活環境課参事 この10ページの可燃ごみ量についてですが、令和10年度時点の可燃ごみの量ですね、それを推計で昨年度出したものになります。

○古都宣裕委員 これ、令和10年度を見込んだ量っていうことですか。

○田中正幸生活環境課参事 そうですね、おっしゃるとおり、令和10年度の見込みの量となっています。

○古都宣裕委員 網走の年間埋立処理量がこの数字なのに、果たして可燃ごみ量は同じ量になるんでしょうか、この5年後に。トンでいくと、資料3号の令和4年のやつでいくと、埋立最大処理量6,046トンってなっているんですけれども、今現在と5年後も変わらない埋め立てを、全部もし燃やすとしても同じ量が出るっていう試算、よくわからないんですけども。

○永本浩子委員長 1日58トンの場合を推定したんですよ、これ。

○古都宣裕委員 この1日58トンっていうのは、

これを基に全市町村合わせて365日で割って、365日じゃなくて、全日稼働の予定でしたっけ、それだったら365日で割った上で58トンっていうのが出てきたのかなって思うんですけども。

まず、各市町村のこのごみ量っていうのが目安になった上で、どれぐらいの処理能力が必要かなってなったときに、先ほど担当も言っていましたけれども、令和10年を基にするのは当然かなと思うんですけども、令和10年稼働はもとの計画なので、となったら、その令和10年、網走市がこの6,028トン出る予定なんですかっていうのを聞いているんですけども。

資料3号では、令和4年が埋立処理量6,046トンですよ。あと5年してもね。全然20トンぐらいしか変わらないぐらいずっと出続けるっていう試算なんですかっていうのを聞いているんですよ。

○田中正幸生活環境課参事 網走市の令和10年度の推計値である6,028トンについてなんですが、網走市は生ごみを除く可燃物としてこの量となっております。

あと、ごみ質調査っていうのを令和3年度にやっています、そのうちですね、今埋立ごみになっているもののうち、可燃物がどのぐらいの量かっているのをその調査で出していますので、そういったものを基にこの数値ってのを出しているということになります。

○古都宣裕委員 ごめんなさい、全くわかりません。

資料3号で、令和4年度で6,046トン、年間埋立総量ですよ。そのうち生ごみ残渣としてやっているのも815トンあるわけですよ。でも、今の答弁だと815とこれに含まれないみたいな、それはまた別なんですっていう話だったら、今、令和4年の時点でもう6,000トンもない中で、なんで5年後に6,028トン生ごみ除いて、これからごみが増えるっていう試算をしたのかなってなっちゃうんですけども。ちょっとこの数字の根拠が全然わからないんですけども、もう一度教えてください。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時39分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○田中正幸生活環境課参事 網走市の可燃ごみで6,028トンの内容ですけども、令和3年度のごみ

の素性調査を行った際に、可燃物として中間処理する量を出したものになります。この当時ですね、生ごみの残渣がまだ多かったということで、生ごみ残渣がですね、このうち約2,000トンぐらい含まれておりまして、可燃ごみ量がちょっと多くなっているという状況となっております。

○古都宣裕委員 となると、広域全体での可燃ごみ量っていうのも変わってくるのは当然なのかなと思いますし、それに応じた規模の焼却炉という意味でまたそれも変わってきますし、網走市はその当時一番悪い数字を参考にしていたっていうのであれば、ごみ量で割合を見ているのであれば負担割合っていうのもそれぞれ変わってくるのかなと思うんですけども、そういうふうにするっていうのは、いつ、こういうのはコンクリートになる数字っていうのを調査するんですかね。

○田中正幸生活環境課参事 この負担割合がずっと固定で今後進めていくということではなくてですね、処理方式にもこれは変わってくるんですけども、可燃物の排出量っていうのを年度ごとに精査していくっていうことが出てきますので、それによってですね、負担割合とか、施設の処理能力ってのはちょっと変わってまいります。

最終的に決まるとすれば、発注する前年度には、処理量がほぼ確定するのかなというふうに考えております。

○古都宣裕委員 多分、その処理方式のものとかがまず決めた上で、じゃあ、その処理方式のどれにするかっていうのを決めた上で、燃やすものがどれなのか、生ごみも入るのなんかとかいろいろあると思うんですけども、どこまで入れていいとかってやるのが出た上で、その総量を計算してさらにそれが、今で言うと、もう令和12年になっちゃうのか11年になるのかわかんないんですけども、っていうのを先々を試算して、その中での全体の総量を見て規模を決めた上での総額からの負担割合とかが、全部そのときに出てくるっていうことなんですかね。

○田中正幸生活環境課参事 最終的な負担割合っていうのは、仕様をきっちり固めてごみの処理量が固まった段階での割合になるというふうに考えています。

○古都宣裕委員 その処理量っていうのが、今からですと6年、7年後のものになって、コンクリートした数字は出すのがすごく難しい、未来のことです

から。ただ、現実的に稼働するときには、4年先であれば2,000人近く減っているような数字が本来なのかなとも思いますし、というところを見ると、じゃあ、どういった試算をするのかなって。

あと、当然全部の町が同じような試算をした上での計算する方式を出した上でやるんだと思うんですけども、それがどういった形なのかなっていうのはわかりますか。例えば、令和5年の成分量とかで見るものなのか、さらにそこから先々の令和11年、12年までを見込んだ数字っていうのを不確定ながら出さなきゃいけないものなのか。みんな同じあの数式を入れるんだったら似たような形にはなると思うんですけども、どのような形で決めるんですかね。

○田中正幸生活環境課参事 昨年度出した負担割合もそうなんですけれども、供用開始年度まで当然やっぱり人口も減ってきますので、そういったものも含めてですね、ごみの排出量っていうのを推計してこのように出しております。

○古都宣裕委員 そうしたら当然網走市は、先ほどの話だと1,000トン以上減るのかなっていうのがわかるんですけども、炉の大きさっていうのもそれに応じて大きく変わったりはする可能性はあるのかなとは思いますが。この数字見ると、生ごみとかも入っている中で、もし生ごみを入れなくなれば、各市町が全部そこから数字を外していくっていうと、当然炉の大きさっていうのが大きく変わってくるのかなと思うんですけども、その辺はまだ、暫定的にこの金額が出ていますけれども、全然コンクリートじゃないので、大きさも固まっちゃはないっていう認識でいいですか。

○田中正幸生活環境課参事 委員おっしゃるとおりですね、割合も固定ではありませんし、方式も決定はしておりませんので、その辺は今後変わっていく可能性はあるというふうになります。

○古都宣裕委員 わかりました。

あと13ページ、スケジュールの中で、先ほど2年ほどずれ込む予定というふうにあったんですけども、これは資料5にもかかってくるんですけども、2年ずれ込むって大きいと思うんですけども、かさ上げをされるっていうことなんですけれども、果たしてかさ上げでその2年っていうのがもつかなっていうのがあるんですけども。

○永本浩子委員長 それに関しては資料5のところでもまた改めてお願いしたいと思います。

○古都宣裕委員 わかりました。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 ごみ処理広域化についてということで説明をいただいたんですけども、とても丁寧な説明をいただいたのかなと思いますけれども、単純にちょっと確認をさせていただきますけれども、これ、令和4年12月に広域化のことが僕ら議会に1回説明があって、令和5年2月だったかな、2月ぐらいに焼却というか、中間施設の選定の4種類の、先ほどこの資料にも入っていましたけれども、それも一応見させていただいている中で、今回御説明をいただいたのは、一部事務組合の設立スケジュールが新たに示されたっていうのと、12ページにあった想定スケジュールがこのとおりに行きませんよっていう説明を受けたんだっていうことでもいいんですかね。なんかすごく御丁寧な説明だったもんですから、僕らは何を受け取ればいいのかなどと思ったんですけども、それで間違いなかったですかね。

○田中正幸生活環境課参事 一部事務組合については、令和7年度の設立を目指して進めていくこととなります。

それから供用開始の時期についてもですね、今まで令和10年4月の供用開始を目標としてきたところではありますけれども、メーカーさんからの情報ではですね、大体、設計、施工で4年間、供用開始までかかるよというふうに伺っておりまして、供用時期が先に延びるということになります。

○金兵智則委員 わかりました。この12ページ、9番の想定スケジュールが、これは元の資料にも入っていたものだと思うんですけども、これではないよという説明だったということですよ。であるならば、これじゃなくて新しい資料を入れといてくれるのが、これ前の資料のとおりですから、それを見ながらこれじゃありませんっていう説明をするのであれば、そうじゃないものを差し込んでいただくのが多分一番いいのかなというふうに思うんですけども。供用開始の時期もはっきりとしてないからだったのかもしれないですけども、その辺はそうしていただくべきだったのかなというふうに思いますし、あとは供用開始の時期がずれ込んでも、一部事務組合のほうのスケジュールは変わらないというふうに考えていいんですか。

○田中正幸生活環境課参事 一部事務組合の設立については、スケジュールは変わらないということに

なります。

○金兵智則委員 わかりました。

それともう1点、この今回の資料で新たに加わったというのか、今までなかった表記の中に、清里町は将来的には参加する意向、口頭での説明の中にはこれまでもあったというふうに理解しているんですけども、将来的に参加する意向で一部事務組合のスケジュールとかも出てきているんですけども、これってどのように捉えたらいいんですかね。

○近藤賢生活環境課長 清里町の関係でございますが、清里町は10月23日開催の市長・町長会議からオブザーバーで参加することが表明されました。

なお、一番最初は1市5町っていうことで清里町が入っていたんですが、その後、清里町では長寿命化をしたばかりの焼却施設があるということで、一旦離れるというお話だったんですけども、将来的なことを考えるといつかは広域でっていう気持ちがありまして、まずはオブザーバー参加で入るということでお話を伺い、各首長から承認を受けた段階です。

今後入るかどうかっていうのは、またきちんとした話が出てくるとは思うんですが、今のところはオブザーバーという形で入っております。

○金兵智則委員 そうしたら最初我々に説明があった形に戻りそうだと、1市5町の形に戻る方向性で進んでいきそうな雰囲気ですといったような捉え方でいいのかなというふうに思いますけれども、となると、一部事務組合の組織体制とか、それこそ施設整備事業の負担割合とかっていうことも、今後またこの資料から大きく変わるような状況もある可能性もあるのかなというふうに思うんですけども、どんなふうに聞いていいかわかんないですけども、そんな捉え方でいいですか。

○近藤賢生活環境課長 構成市町が変わるとなれば、そこはまた事務局会議をした上で、市長、町長会議を開き、負担割合は変わっていくものと考えています。

○金兵智則委員 わかりました。そうしたら、そのような方向で今変わりつつあるということも資料に明記されていたのかなということで、この資料を理解したいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○村椿敏章委員 私からも一つ、4ページの検討の状況の中です。

この中の施設規模の検討の中で、メタンガス化利

用というところも今検討していますよと。

それから分別の検討っていうところで、分別の統一を図る方向の検討っていう部分があるんですが、生ごみですね、網走と小清水、斜里ですか、それから大空ですね、堆肥化しているっていうところなんですけども、そこをどのようにしていこうと考えているのか、議論の内容だとかですね、その辺聞かせてもらえたらと思います。

○近藤賢生活環境課長 こちらの施設で入れるごみの内容については、現在検討しているところですが、そこも早急に決める必要がございます。

まずは、1市4町広域であるとなれば、分別は統一していった方が、そこは望ましいっていうことが、まずあります。焼却施設を造る、メタンガスを利用するとなると、また入れ方も変わってきます。焼却となるとなんでも全部燃やすとかとなりますし、メタンガスをするとなると、生ごみは資源化するって流れになりますので、どのような集め方、収集の仕方をして処理をするのがいいのか、それは早急に決める必要があるんですが、これからの1市4町間での話し合いとなります。

○村椿敏章委員 今の答弁でいくと統一化をできるだけしたいという考えなのかもしれませんが、網走の場合ね、生ごみの堆肥化はかなり進んでいて、この生ごみを大空に運んでとか、そういうことは反対に費用面でも、それから整備面でもですね、負担割合も上がってくるでしょうし、非常に変わってくる可能性もあると思います。

当初はね、各町の分別のやり方については、その町のやり方を基本とするっていうようなところがあったような気がするんですが、それをどうしてこの統一化っていう方向に、独自の分け方があってもいいと思うんですが、それを統一するっていう必要はあるんですか。

○近藤賢生活環境課長 ごみの分別の内容でございますが、私どもの町と隣の町とでごみの分別が複雑、簡単っていう差別化を図るのは、広域処理としてあまりいい状況ではないということで、できれば統一を図っていきたいということで今検討しています。

○村椿敏章委員 それは網走市の分別の仕方が複雑だからっていう、そういう理由ですか。

○近藤賢生活環境課長 1市4町でそれぞれ分別の仕方が施設に入れるものが違うとか、分別の仕方が複雑、簡単っていうふうと同じ広域の中で分かれているのがあまりいい方向ではないということで、統

一をしたいというふうに考えていたところです。

○村椿敏章委員 遠軽とかね、ほかのところで広域化をやっていると思うんですけども、その辺でいったら分別はある程度任せていくっていうのがあったような気がするんですが、それはなかったんです。統一しなきゃいけないっていう考えではなかったような気がするんですけども。ほかの広域化をやっているところの考え方と同じというふうに考えていたものですから、どうなのかなっていうところなんです。

○近藤賢生活環境課長 広域の枠組みで考えることになってくると思いますが、その町その町の分け方っていうのはあるかと思いますが、この1市4町の中では統一した方がいいということで協議を進めています。

○村椿敏章委員 そういう今流れになっていると、そういうことですね。まずはそういう流れだということはおわかりました。

私から以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

それでは次の資料5号、最終処分場の状況についてのほうで質疑ございますでしょうか。

○古都宣裕委員 すみません、私ばかりしゃべっている感じなんですけれども。

かさ上げに関してなんですけれども、2年工事が遅れることによってかさ上げが必要になったという説明だったと思うんですけども、かさ上げによってもつ年数っていうのは最大20ある、21ってなっているんですけども、これは令和11年以降なのか、この資料だと11なのか、12以降は焼却場を入れるから、そこまでもつっていう試算なんですかね。

○近藤賢生活環境課長 まずは広域処理施設ができた後は、焼却灰を埋め立てるという前提に立って計算をしています。

なお、ここに書いてあるかさ上げの最大令和21年としていますが、これは現在使っている最終処分場の上、いっぱいいっぱいの面積でかさ上げをした場合に21年という推計が出ますが、調査の結果によっては盛り土の滑りだとかそういうのも計算しないと駄目なので、そうすると令和21年ではなく、半分近くの令和16年とか、15年とか短くなる可能性もありますが、そこは調査をかけて計算してもらわないと結果がわからないっていう状況です。

○古都宣裕委員 結果、延びましたっていうんだっ

たら私はいいと思うんですけども、やっぱり自治体としては最悪を想定した上でっていう中で見て、今言っているのが半分になる可能性があるなら、令和16って書いていて、結果、いや、思ったよりもいけましたっていうほうが、私はいいんじゃないかなと思うんですけども。楽観的に見て、いや、半分でしたってなって、また大変だってなったりしたら、それはそれですごく大変じゃないかなと思うんですけども、こういった数字って現実的に最悪を想定して、ここまではもつっていうところを載せるべきだと思うんですけども、どうなんですかね。

○近藤賢生活環境課長 この資料では最大では21年まで、図面上ではできるということで21年と記載させていただきました。

○古都宣裕委員 あと、これはかさ上げなんですけれども、かさ上げっていうことは、今処分場がすり鉢状にあるとして、この縁を上げるような僕はイメージなんですけれども、そのイメージであっている感じなんですかね。

○近藤賢生活環境課長 かさ上げについては、今の処分場の中ですね、外側には出さないで中に堰堤を築き上げて上げていく形です。

○古都宣裕委員 すり鉢状になっている、この外側に上がるんじゃないかと、台形の上側って言いますかねっていう感じで、内側に斜めにこうなるような感じなんですかね。

○近藤賢生活環境課長 イメージとしては、その内側に山を登るようなイメージにはなってきます。

○古都宣裕委員 ただ、あそこはちょっと谷のようになったところじゃないですか。谷底のほうって言いますかね、下のほうがあると、やっぱり上からぐっと、先ほどもやり取りの中でもありましたけれども、押されて圧がかかっていくわけですよ。それがもし雨とか災害とかも多いんですけども、それも重なって、そこがちょっと崩れちゃいましたよってならないようにしたいんだと思うんですけども、もし、万が一それになった場合、防水シートもないところにごみ流れ出ちゃうっていうのが、僕は一番最悪だと思うんですけども、その心配がないかどうかっていうのをこれから調査するっていうことなんですかね。

○近藤賢生活環境課長 最終処分場っていうのは荷重がかかっていきますので、どうしてもある程度限界を超えると滑るっていうことがありますので、それがどこまで漏れるのか、どこまで荷重がかけれる

のかという調査が必要だということです。

○古都宣裕委員 その調査をするのはどこですか。

○近藤賢生活環境課長 再検討の中できちんと調査ということはあれですけども、かさ上げをするに当たってはどの程度のかさ上げができるか土木関係の専門の方に計算をしていただいて、計画をつくる必要があります。

○古都宣裕委員 これから予算化とかになるんでしょうけれども、その中で同業者に入札なのか、どんな形なのかちょっとわからないですけども、そうした中で調査してもらってどこまでできるかっていうのをやってもらうような感じになるんですかね。

○近藤賢生活環境課長 業者を選定して計算をしていただく形になります。

○古都宣裕委員 ちょっと僕、そんなに詳しくないのでわからない部分があるのでちょっと聞きたいんですけども、普通かさ上げとなると、僕、イメージ的にはすり鉢を、このへりをそのまま上げるのが普通かなと思っていたんですけども、お話を聞くと内側になってなると、なんか普通の技術だと内側に維持するって結構大変だと思うんですよね。そういった実績があるようなところとかっていうのがあるんですかね。それとも簡単に工事業者として内側にやるようなものってできるんですか。

○近藤賢生活環境課長 網走市の処分場ではかさ上げはこれまではしていないんですけども、軽微な変更までしかしていないんですけども、ほかの自治体、例えば土地の限りのあるような都市部とか、あと道内でもかさ上げをして、同じ程度の15年度延命をしている処分場とかもありますので、そういった実績事例はあります。

○古都宣裕委員 じゃあ、このかさ上げ工事をするによって、今のところ最低でも令和16年の見込みっていうようなお話だったんですけども、工事が今遅れるってなったとしても、極端な話、さらに遅れるとなったとしても、令和16年までは最悪の事態は大丈夫な計算というか、見通しているってことなんじゃないですかね。

○近藤賢生活環境課長 先ほど21年の半分として16年という話をしたところですけども、計算の結果によって年数が出てきますので、今は何年延ばせるかっていうのはまだわからない状態です。

○古都宣裕委員 さっき最大で令和21年までは見えるけれどもっていう中で、何年っていうのは見えていない状況っていうことでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 そういうことになります。

○古都宣裕委員 これにも書いていますけれども、新処分場っていうのを検討していかなくやならないっていうのもあるんですけども、これも急がれるんじゃないのかなとは思いますが。ということは、今、計画のとおり7年度には設計である、令和10年度には供用っていうような感じで考えているんでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 今この表の中にあるとおり、かさ上げができないとなれば、新処分場を進めていく必要があります。

新しい処分場は供用したところから15年という形になりますので、ここが25年というふうに書いているところです。

○古都宣裕委員 まずかさ上げの検討をした上で、できるかできないかっていうのをやって、その可否の判断によっては新処分場のほうを進めるっていうような理解でよろしいですか。

○近藤賢生活環境課長 こちらに整理したとおり、かさ上げの検討をして、できないということであれば新処分場を進める必要があるという形になります。

○古都宣裕委員 理解しました。

一旦終わります。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 僕がいま一つちょっと理解ができてないところなんですけれども、今の処分場が平成30年から何かしらの延命策をして、令和9年、令和10年度までの11年間は使えそうだっていうことになるってことですよ、まず。

○近藤賢生活環境課長 現在の最終処分場は、残余測量の結果と最終的に軽微な変更することで、10年度までは使えるというふうに見込んでいます。

○金兵智則委員 軽微な変更までは行うことは決定をされているんですけど。

○近藤賢生活環境課長 まだ決定はしていませんが、基本的には軽微な変更は最終年度が見えてきた段階でやるべきものと考えています。

○金兵智則委員 軽微な変更でさらに1年間を延ばして、令和10年度末で、令和11年度から新しい処分場でっていう形だった。その中で、令和10年度のスタート、4月から焼却がスタートするはず、スタートするという予定だったので、埋められる量も、燃やしたものが入ってくるので、さらに延ばせるかもしれないっていう話だったにも関わらず、工事が延びるということがわかったので、令和11年の秋、

9月って言っていましたかね。10月って言ったからちょっとあれなんですけれども、令和11年の10月、もしくは令和12年の4月から供用開始になることになりましたということですよ。その中で、新処分場が、例えば1年間を延ばして、令和10年度、令和11年度から新処分場になったときは、最初の半年もしくは1年間は燃やさないものを入れなきゃいけないので、それなりの大きさのものを造らなきゃいけないって、そうですよね、次掘るものも15年間使うってことですから、そういった計算になるっていう意味ですよ。間違いないですかね。

○近藤賢生活環境課長 最終処分場の供用年15年を推計するためには、埋めるものを年度ごとに大体推計して出しますので、その埋める内容によって大きさは変わってきます。

○金兵智則委員 それを併用というか、燃やせないものを埋めるという形をなるべく取りたくないという言い方がどうかかわかんないですけども、新しい処分場は焼却灰を中心に埋めていくという方向性にしたいので、かさ上げをして、さらに焼却施設の稼働に間に合うようにしたいって説明なんですかね。

○近藤賢生活環境課長 財政的に支出額が抑えられるということから、まずはかさ上げができないか検討しているということです。

○金兵智則委員 令和10年度もしくは令和11年度から新しい処分場が稼働することは財政的に厳しいので、それを遅らせたいのでかさ上げをしたい。それをすると、さっき3億4,000万円ぐらいって話でしたかね。それ、間違いなかったですかね。

○近藤賢生活環境課長 かさ上げの試算で3億4,000万円ということで説明させていただきました。

○金兵智則委員 3億4,000万円をさらに、言い方が悪いですけども、15年もつものが11年しかもたなくなると、それをさらに2年延ばすのに、今、令和10年まででしたかね、令和10年度かさ上げの予算がわからないのであれですけども、令和9年度末まで使うという延命策をするのに、今たしか2億円使ってきたはずなんです。それにさらに3億4,000万円を使って、そして、かさ上げをするにもそれ相応の金額がかかりますよね。かさ上げじゃないや、軽微な変更。これちょっとわかりづらいですけども、軽微な変更とかかさ上げてまた別物なんですもんね。軽微な変更するにも、その金額がかか

ると思う、予算がかかるのかなというふうに思うんですけども、まあわかんないんですけども。

結局は5億以上の追加の予算がかかることになるんですけども、そのほうが有利だということの説明をもうちょっとしていただいてもいいですか。

○近藤賢生活環境課長 今までかかった経費もありますが、かさ上げをする場合はさらに3億4,000万円最大でかかるということになります。

○金兵智則委員 それはわかります。先ほどの説明で、この3億4,000万円をかけても費用的に有利になるのって御説明があったと思うんですけども、その有利になるってところを詳しく説明してくださいってことです。

○近藤賢生活環境課長 新たに最終処分場を造る場合は、おそらく今より小さいものにはなると思うんですが、概算で18億円ぐらいかかると。その大きな差は新たな処分場を造るには、遮水シートを貼る費用、そして浸出水処理、施設を新たに造るということで額が大きくなるというふうに考えています。

○金兵智則委員 でもそれって新しい処分場を造るにはどのタイミングだっただけかかるとは思いますが、この3億4,000万円をかけて延命をさせることが有利になるところを説明してくださいってことなんです。それを言わないと、今でさえ2億円の追加費用がかかっている、さらに3億4,000万円かけて、これを延ばすよりは新しいほうを造った方がいいんじゃないのって市民は絶対いるんですよ。それを僕はどう説明したらいいんですかって聞いているんです。

○近藤賢生活環境課長 新しい処分場18億円となると、15年で割り返すと1年当たり1億円以上かかります。かさ上げでちょっと何年使えるか計算しないとわからないところですが、なるべくかさ上げでも長く使えば、1年当たりの費用は小さく抑えられるというふうには考えております。

○金兵智則委員 だから、それはかさ上げをしないで、例えば今造っても2年後に造っても18億円はかかって、割り返して15年は、どのタイミングでやったって一緒なわけですよ。そうじゃなくて、僕が思っていることちょっと言わせてもらえば、例えば火山灰だけを入れる15年掘る量は、穴が小さくなるから経費が下がるので、この3億円を乗せても安くなるんですよって言うならわかるんですよ。言っていることわかりますか。あの火山灰じゃない、燃やさないものを入れて15年造れば広いものにな

るので、例えば18億円だとして、火山灰だけのものを見れば小さくなるので、これが12億円でできるんですよって言えば3億4,000万円かけたって有利なわけじゃないですか。わかります、言っていること。そういうことなのかなと思ったんですけども、そういうことでもないみたいなので、じゃあ3億4,000万円かける意味ってなんですかって聞いているんです。

○田邊雄三市民環境部長 今回のかさ上げにつきましては、当初は新しい処分場を造る計画を立てておりましたけれども、今の敷地内で、今の処分場を入れて四つ確保できる面積は取ってあるという御説明を従来からしていますけれども、今後焼却場になりますと、単純に5分の1程度になるっていうことは、それだけ敷地を確保できるということになりますので、ここで埋め立てがこのまま続く状況で新しい処分場を造って、少し大きな処分場を造るとなると、将来的な面積にも影響してきますので、そこをきちんと焼却灰でスタートできるように今回かさ上げをしてですね、将来的な埋立処分場の面積の確保をすることが有利であるっていうところと、やはり財政的な状況もあって、あといろいろな工事が遅れております。新しい処分場を整備するにしても、もし遅れたらっていうところもありまして、そういったところ諸々勘案してかさ上げというところを今回、可能性を調査させていただきたいということで、新しい対策として盛り込んだところです。

○金兵智則委員 ということは、やっぱり僕が思っていたとおりに、新処分場については焼却灰を入れる。そしてそれを15年入れれば、小さい面積なので、あと三つ取れたものが四つ、五つと取れる可能性があって、明治を長く使える可能性があるから、余分に3億4,000万円かけても、より将来的に見ると有利になるという説明の理解でよかったってことです。間違いないですね。

○田邊雄三市民環境部長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員 計画どおり行っていればかからなかったお金なんです。3億4,000万円、延命化の2億円、合わせて5億4,000万円は計画どおりに進んでればかからなかった。市民の大事な血税を使っているんです。補助金が入っている、それも税金でしょうから、税金を使っているんです。なので、その辺の説明はちゃんとしなきゃいけないんです。市民にわかってもらうために3億4,000万円新たに使うんですから、その辺の認識をもう一度持っていた

きたいというふうに思いますし、その今の説明であればある程度理解はできるなどというふうに思いましたので、それは市民への説明はきちんとすることを改めて部長、お願いしても大丈夫ですか。

○田邊雄三市民環境部長 説明をわかりやすくしていくように留意して対応していきたいと思っております。

○金兵智則委員 今後対応していただけたらというふうに思いますけれども。

ちなみに伺いますけれども、このかさ上げの方式を先に使っていたら、破碎機と違って今まで使っていた延命策の2億円、これ使わなくてよくなったってことはないわけですよね、そこまでは。それをした上で、さらにかさ上げの3億4,000万円が必要だったってことですよね。それ、どうですか。

○田邊雄三市民環境部長 昨年の検討段階では、方式としてはかさ上げという延命化策ってあるんですけども、沢地をすりつけている部分があるっていうところと、去年の段階では、それを早急にわかるっていう方法はありませんでしたので、その当時では比較のしようがないんですけども、今回北海道とか助言もありまして、あそこが沢地であるがために、普通の土ではなくて改良土も使っているってところで、簡易の計算である程度は取れるのではないかっていうのが今回判明しましたので、そのところをきちんと対策を取って、ただ、二軸破碎機とかほかのものについては処理場の延命化だけではなくて、処理場の破碎機が止まったときにもそこを止めないというバックアップのところも含めてやっておりますので、やらなくてよかったってことではなくて、やはりそういう対策は必要だったと思っております。

○金兵智則委員 すみません、なんかちょっと変な質問だったかもしれないですけども、必要なものは必要だったと、それなりにかけた。僕らも予算を通してはいるわけですから、それが今更駄目だったというわけではなくて、ちょっとした疑問に思ったというところもありますので、今後、これを進めていくに当たってまた予算なり何なりが出てくると思えますので、またそのときに議論させていただけたらというふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○村椿敏章委員 私からも、今のかさ上げの件ですけども、美幌が次期処分場、令和8年10月供用

開始と、それから小清水も令和9年4月供用開始っていうことになってはいますが、ここも網走市と同じように整備していくって考えればよろしいんですか。要は、この新しい処分場については、燃やした後のごみで造ると。そして、余ってしまうのは、かさ上げしていくというふうに考えているっていうことなんでしょうか。

○永本浩子委員長 村椿委員、ほかの自治体のことを網走市が答えることはできないかと思えますので。

○近藤賢生活環境課長 ほかの町の最終処分場の件につきましても、先ほどの資料4号で出したところですが、計画についてはそれぞれの町でいつから焼却場を入れるとか、そういうのを計算して容積を求めて設置を考えているものと思われます。

○村椿敏章委員 そっか、そうだね。最終処分場だから、その町その町で考えればいいということですね。それはそうなんだろうけれども、網走市も同じっていうふうに考えれば、網走も大きさについては網走で考えればいいということだと思うんですね。もしですよ、この大きなものを造ることができるのであれば、そこにも交付金が3分の1入ってという形にはなるのかな、どうなのかなと思ったんです。その辺が聞きたかったのね。要はかさ上げしなくても処分場を大きく造ることによって、埋めたいけるわけでしょうから、そのときに交付金はちゃんと出るのかどうか。

○近藤賢生活環境課長 最終処分場設置に当たっては、基本的には循環交付金が使えるものと考えています。それは各町で今、最終処分場整備していますが、広域の処理施設を造ることで一体となった計画書をつくっていきますので、その中に各町最終処分場が出てきて、各町で使うものであるもので、そこは負担して造っていくというような流れになります。

最終処分場の広域処理、広域っていうのは今は考えていないです。

○田邊雄三市民環境部長 最終処分場を造るときは交付金なんですけれども、最終処分場は何年分造ってもいいんですけれども、国が交付金で充てているところは15年間分なんです。だから1年ずつの積み上げ、きちんとした精査が、そこを承認してもらって15年間分なので、15年以上最終処分場を造っても15年間分しか交付金は充たらないというルールになっております。

○村椿敏章委員 仕組みはわかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 ごめんなさい。

今回、焼却施設を造るにしても2年間に合わないってような話が出て、かさ上げの話が出たんですけれども、これはどういう段階でかさ上げって話が上がったんですかね。役所の部内でじゃあもうかさ上げしかないねってすぐ出たものなのか、それとも延命化方針の中でも、委託業者と協議し整備方針を定めってというふうにあるんですけれども、今回、委託業者とかとこういうことになったんだって話の中で出てきた話なんですかね。どういう経緯でかさ上げって話が出てきたんですか。

○田邊雄三市民環境部長 先ほど金兵委員にもお答えしたんですけれども、昨年までは全然考えていなかったっていうよりも、すり付け部分があると一般的にはできないってような、無理だろうってことだったので検討はしてなかったんですけれども、そういったところで北海道にいろいろ手続きを確認した時とか、そういったところで検討はしないんですかっていう助言を頂いたりとか、あとは、実際、先ほど答弁で、道内でやっているところ、美唄市も見に行ってますね、状況も見て、あそこは沢地ではないんですけれども、そういったところの情報を夏ぐらいですかね、受けて、実際についていうところで簡易的な計算をコンサルにしてもらって、可能性はゼロではないってところが出てきましたので、それだったら検討をしてみようというところで、するという事で決定をしました。

○古都宣裕委員 さっき似たようなところ聞いたら、コンサルじゃなくて、建設業者の中で見てもらうみたいな、実施できるかどうかみたいな話だったと思うんですね。今コンサルって出てきて、コンサルの助言のもと出てきたのかなって思うんですけれども、このコンサルっていう、方針とかつくってくれていうこの委託業者、さっき確認したこのコンサルのところに聞いたところ、かさ上げって話が出てきたってことなんでしょうか。また、それに対して、委託業者と協議して話がある中で、委託業者とは話は何もしなかったんですかね。

○田邊雄三市民環境部長 コンサルは窓口なので、コンサルを通じて、多分そういう計算ができるようなところにコンサルにも確認しての答えだと思っております。

あと、委託業者からも方法としてはかさ上げがあるよって話というのは、ちょっと前から言われていて、そのときは沢地だからなかなか難しいみたいです

ていうことのお話ししたことはあるんですけども、今回、そこから状況がちょっと変わってきて、普通の土ではなくて改良土を使っているから少し強度があるのではないかっていうところ、その強度によっては使えるのではないかっていうところ。あと、一般的にかさ上げていうのは上にも積み上げていきますので、一番は遮水シートの問題が出てくるんですけども、遮水シート対策、ほかのところよりも強くしておりますので、そこも間違いなく大丈夫だっというところもありましたので、今回、どれぐらい実際できるのかっていう可能性を検討したいということになりました。

○古都宣裕委員 この最終処分場延命化方針って、今年の2月に出したばかりですけども、委託業者と今回のことで話していないのかなっていうのと、今の話だと8月にはもう工事が遅れるっていう話が出ていた中でこれに対していろいろ動きをさせていたのかなと思うんですけども、どうなのでしょう。

○田邊雄三市民環境部長 実際、工事が遅れるというところがわかったのは、9月にメーカーアンケートをやりまして、このメーカーアンケートっていうのは工期とか、概算の費用とか、そういったところを調査する目的でやったんですけども、その調査が4年か4年半で全てのメーカーが出てきましたので、そうなるよりはやはりそれ以内でやるっていうのは今後難しいだろうというところで、4年から4年半の工期になるっていうことで、当初よりも1年から1年半ぐらいで供用開始がずれ込むということになりました。

○古都宣裕委員 なんかよくわからないですけども、地元業者とは、前はそのかさ上げのことは話していたけれども、今回はその協議せずにメーカーから遅れるっていう話があった中での政策をいろいろ聞いた中で、コンサルから話が来たような感じなんですかね。

○田邊雄三市民環境部長 地元事業者っていうのは、処分場管理している私は業者を言っています、そういうこともできるんじゃないのかっていうのをディスカッションする中であって、そういうのもあって土の状況だとかがわかって、実際できるのかっていうのを確認しました。それをちゃんとできるのかっていうのは土木の計算できる業者に今回ちゃんとした計算をしてもらって、その結果でどれぐらい年数が延ばせそうだから、それでかさ上げを実施する

かしないかというところを判断しようとしているところですよ。

○古都宣裕委員 ごみの業者って、網走市は2社に投げていると思うんですけども、その意見、網走市のごみの専門家っていったら、多分その2社なんだろうと思うから、懇話会を見ると北大の先生だとか、ごみの専門家と言われる人たちが入っていますけれども、市内の中ではその2社に話を聞くのが一番網走の中では詳しいのかなと思うんですけども、その辺の意見っていうのは、それを大事にするために、方針の中ではその2社に最終処分場の処理に関わる設備機器の整備は委託業者と協議し、整備方針を定め、高额的な実施となるよう進めますって言ったそばから、なんか今回バタバタとした中で、なんかあんまりちゃんと協議されなかったのかなっていうイメージを持ちちゃったんですけども、どうなのでしょう。

○田邊雄三市民環境部長 もうその辺はお話ししておりますので、話をしなくて出ているものではありませんし、メーカーに伝えたのは、その前に機械の相談をしなくて結局機械が壊れちゃったとか、そういうところもありましたので、あとは前に使っていたものよりも結果的に能力がちょっと低いような機器も入ったっていうことで、そういったところはやはり現場の意見を聞かなくてはいけないっていうところで、今は現場の意見を聞いてそういうことをきちんと、導入するにしてもやっております。

○古都宣裕委員 わかりました。あの業者の意見も聞いた上で今回上がっているということだと思うので、理解しました。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。
よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、この件につきましては以上ということで終了したいと思います。

ここで一つ、私のほうから相談なんですけれども、中間処理の施設の建設予定地の視察をするかどうか、もしするとなりましたら、今年度、年内の第4回定例会が始まる前ぐらいか、もしくは、もう少し準備が進んだ段階の来年度あたりに視察をするという方法もあるかと思っております。

視察をするかしないか、また、視察の時期について、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

皆さんいかがでしょうか。

○**金兵智則委員** 現地を視察するという事は重要なのかなというふうには思いますけれども、もう少し諸々進んでいってからもいいんじゃないかなというふうに思いますので、年内というのは、今見てもというところもありますので、もう少し事業が進んでいった中で、よきタイミングでやればいいのかというふうに思います。

○**永本浩子委員長** 今、金兵委員から来年度あたりということで、もう少し準備が進んでからという話がありましたか……。

○**栗田政男委員** 来年のあたりとも言ってなかったように思うんですけども、ちょっとGoogleで検索すると、この場所、私は何度も行っていますんでわかっていますけれども、見たからって何がわかるのかなって。本当に山の中なので、今、産廃のフレコンとか、そういうものが置いてあるような状況ですし、道路も本当に砂利道で、熊さんがいらっしやるような地域ですから、それを我々が見てどうなることではないので、その他いろいろ進捗で余裕、決まった段階とか、その適時を判断していただいて今はだまだ時期尚早だというふうに思っています。

○**永本浩子委員長** そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、改めて進捗状況を見ながら視察については検討したいと思います。

それでは以上で、この件は終わらせていただきたいと思えます。

それでは、ここで理事者退出のため、暫時休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時36分再開

○**永本浩子委員長** それでは再開いたします。

先日、大阪府寝屋川市、吹田市、兵庫県淡路市、岡山県岡山市立山南学園での行政視察に行っていました。

この視察に関しましては、既に皆さんからレポートを提出していただいております。

今回取りまとめということで、皆さんから所感を述べていただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○**村椿敏章委員** 寝屋川市から始まって4か所見せていただきましたけれども、やはりかなり進んでいるという感触がありましたと。

特に吹田市のやり取りした、やっている部分については子供たちに考えさせる、これは非常に重要な

のかなと思っております。簡単にはいかないかもしれませんが、ああいう授業などは網走でも取り入れていってほしいなと思えます。

国保についてもできるかどうかかわかんないですが、その辺は網走市でもできるかどうかというのを探っていってほしいなと思えます。

あと、岡山のほうについてはやはり子供たちがのびのびとね、勉強しているっていう様子が非常にあったんですけども、次の時代を担うっていうとか、その辺の目標っていうのが小学生の頃からっていうのはどうなのかなというような気がしたところです。ただ、これからね、子供が減る中ではそういうこともいろいろ考えていかなきゃなんないなと思ったので非常に勉強になりました。

本当にお世話になりました。

ありがとうございます。

○**里見哲也委員** 今回の視察のうち、私はいじめ問題のところを発言したいんですが、いじめ問題については大変多くの方が心を痛めていると思っています。

私たち議員ももちろんなんですが、特に議長、副議長、文教民生委員長におかれても、この対応について市の関係部局との信頼関係においても適正な対応に努められていると理解をしています。

そこで、今回の行政視察のうち、いじめ対応のこの先進事例な寝屋川市と吹田市ですね、これについては行政と学校現場との関わりに新たな手法を取り入れていますから、ぜひこの取組だけがベストとは限りませんが、ぜひこの網走市においてもですね、我々議会と担当部局との意見交換や協議を早い時期に臨みたいというふうに希望します。

私からは以上です。

○**古田純也委員** 大変いい視察をさせていただき、また選んでいただいた方にも感謝したいと思います。

いじめ問題に関しましても、やはり行政の力ではなく地域の方の力、そして先生、学校現場の関係、そういう部分ではですね、なるべく教職員の負担の軽減につながるんだなっていうものを感じておりました。

淡路市の健康受診も行政のほかに、民間業者とのね、協力体制がしっかりされているんだなっていうのは大変勉強になりました。

以上です。

○**古都宣裕委員** 種々見させていただいた中で、皆さんのレポートも見せていただきました。

今回特に寝屋川市、吹田市の中では低予算の中で、網走でもすぐに取り組めるような事例というのが見えてきたと思います。

そうした中で、今までの中ではそうしたものっていうのを議長に報告した中で、一般質問等で担当部局にやり取りするというのが主なやり方ではあったんですけども、里見委員からもありましたけれども、せっかく見てきていい部分で網走にも取り組みそうな部分っていうのが多分ほかの委員皆さんも見えた中で、やはり一つ委員会としてやっていく方向性、これはできたんじゃないかというのをまとめた上で、担当部局とやり取りして、この視察をより実のあるものとするために前に進めるという取組がこれからはもう大事なんじゃないかなと感じております。

淡路市においてもナッジ理論っていうのを見てきて、ちょっとした人の潜在意識みたいところに訴えかけて検診をアップさせるというのも見てきたんですけども、これも言葉のちょっとしたものであったり、はがき一つの中でのやり方、またナッジの中でも委託業者に投げているということだったんですけども、その委託費用とかもそんなにすごく高額ではなかった面からも、これも取り組める部分がないのかなというふうな部分で考えております。

岡山県の山南学園、網走市では小中一貫校っていうのは呼人小中学校がありますけれども、すごく将来的なところを見ていくと、今後、網走市もそういった部分も出ざるを得ないところもあるかもしれませんが、今すぐということではなくて、それもまた少し参考になる部分がやり取りできればなという部分で、せっかく見たところを担当部局とのやり取りの中で落とし込んで今後の網走市政に役立てることが大事なのではないかなと私は思いました。

以上です。

○金兵智則委員 私からも一言お話をさせていただきます。

視察の内容につきましてはレポート、僕も含めて皆さん書いていますので、詳細についてはそれを読んでみていただけたらなというふうに思いますけれども、やはり先進地に行ったということもあって、担当部局の担当の皆様の熱量がやっぱり感じられたのが今回、視察に行けてよかったかな、どこの町もそうですけども行けて良かったのかなというふうに思いました。

今、2名の委員の方からもいじめについてはとい

いうこともありましたので、皆さんで同意ができるのであれば、委員会としてもんでという言い方が正しいのかどうかわかんないですけども、取り上げて担当部局のほうに提案をするといったようなものを考えてもいいのかなというふうに、いじめだけではないですけども、いじめの話が多かったので、そういった取組を今後やっていくということに僕は別に異論はないというような状況です。

以上です。

○栗田政男委員 いじめ問題を2市見させていただいて、当市においてもいろいろ問題あるので、非常に身近な問題として取り上げさせていただきました。

委員長の報告書を見て僕も同じようなことを感じたんですが、いじめられた側っていうのはトラウマっていうか、心の中にずっといじめられたことっていう、その意識がずっと痕跡っていうか、潜在的に残ってしまって、将来的に就職ができなかったり、またまたいろいろな障害が出てきて、躁鬱になったりそういうケースをたくさん私は見えています。本当にそういうことは絶対あっちゃいけないなっていう強い思いでいますし、寝屋川市長が絶対に無くすんだという強い思いの下にトップダウンでしっかりと取り組んでいると。当市においてもそういう行動がまさに今必要ではないかっていうふうに思いました。

淡路市の健康受診、非常に財政的な面から、そうなんだな、やっぱり健康っていうのはいいんだなっていうのをつくづく感じたのと、あの地域、久々に訪れて、非常に素敵な地域になっていくんだなっていう気がして、ベッドタウン化していいなっていう気がしました。

岡山市立山南学園は、まさに今、エアコンつけるとかなんとか我々の地域で言っているじゃないですか。だけれども、ふと考えると、本当にこの学校数、こんなに必要なのかなって考えたときに、無駄な投資になっちゃう、これはもったいないなっていう気がして、ずっと考えていたんですが、小中一貫の一つの取組っていうのは、そういうコストの面、いろいろな面からも非常に大事ですし、それをクリアしていくのがこの地方都市は非常に大事なのかって、そんなことを強く感じた視察でした。

ありがとうございました。

○永本浩子委員長 ありがとうございました。

今回四つの視察先、回らせていただきまして、本当にいじめ問題は今まさに網走市が抱えている課題でありまして、寝屋川市と吹田市、全く別の角度か

らのアプローチということで、寝屋川市は本当にこの行政が教育的アプローチプラス行政的アプローチということで直に関わっていて、早期解決を図っている、さらに法的アプローチまで用意してある。ここにはやっぱり市長の熱い思いがあり、その積み重ねが結果となっているのかなと。

そして、吹田市におきましては、大変大きないじめ事案が起きたことを反省点として二度と起こさないということで予防事業というものを中心に積み上げをしてきているということで、大変参考になる事例かと思っております。

先ほど、古都委員、金兵委員、また里見委員のほうからもお話がありましたけれども、私もちょっといじめに関しては委員会としての政策提言っていう形でまとめられたらいいのではないかなと思っていたところなんですけれども、この件に関しては皆さんいかがでしょうか、他の委員の皆様。

一応、基本的に全会一致を旨とするということで、1人でもその政策提案に対して反対の委員がいらっしゃれば、これは成り立たないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○村椿敏章委員 先ほどの吹田市の分については、私は非常に子供たちにはいいかなと思っております。ただ、寝屋川市の行政のほうがいじめにどうしても入っていったってというのは、学校の自治っていうんですか、その辺のところをどうしても犯してしまうのかなっていう気はしています。

なので、どんなふうにしてね、提言をしていくかっていうのは話し合いになるかもしれませんが、寝屋川市については、私はちょっと難しいかなと思っていました。

○金兵智則委員 今委員長からあったのは、視察に行った結果を委員会として理事者部に提案するのはどうですかという話で、その中身については、今後、所管事務調査の中で委員会の中で詰めていけばいいので、今話すことではないと思います。やるかやらないかを答えればいいと思います。

○永本浩子委員長 ということなんですけれども、村椿委員いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 話し合いをするというところでは賛成です。

○永本浩子委員長 それでは政策提言ということを開頭にしながら、きちんとまとめていける方向を探っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、各委員からのこのレポートとともに、調査概要添付の上、後日、議長宛てに調査結果報告を提出するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにしたいと思います。

なお、提出いただいた報告書ですけれども、フォント等体裁を整えた上でホームページへ掲載するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。

大変長くなりましたけれども、以上で文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございま……。

○古都宣裕委員 すみません、その他なんですけれども、先日、ほかの議員も目にしたと思うんですけれども、伝書鳩や北海道新聞並びに読売新聞にいじめの案件のことが載っておりました。

それに対して、我々所管の委員になると思うんですけれども、説明が何もないということに対してちょっと憤りを覚えているんですけれども、今現在どのようになっているんでしょうか。

○永本浩子委員長 その件に関しましては、いじめということではまだありませんので、一応、市内中学生徒の事故に係る対処についてということで、取り扱っていきたいと思いますけれども、私のほうからも教育委員会のほうにぜひ一度きちんとした説明をいただきたいということで申し入れをしております。現段階では21日の午後1時ということで、日にちと時間だけは決まっております。その扱いをどうするかというのが今ちょっと協議事項になっているところなんですけれども、一応、この委員会を閉じた後で、ちょっと皆さんとも相談しながら、その上でまた教育委員会、また事務局等とも相談をして取り扱いの形態を決めていきたいと思っております。

○古都宣裕委員 これからその話ということなんですけれども、今回、その調査に関することということで多分一つ説明がある部分と、この調査の予算をどうしたのかっていう部分で、僕は、これは別問題だと思っておりますので、その部分を二つに分けていただくようお願いいたします。

○永本浩子委員長 古都委員からそのような提案をいただきましたので、御意見を参考にしながら1回閉じた後で皆さんと御相談したいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上を持ちまして文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後5時52分閉会
